

大口町地域防災計画 資料編

(平成26年度改訂)

大口町防災会議

大口町地域防災計画

資料編目次

第1章 総則

S1-1	大口町防災会議条例	S1-1
S1-2	大口町防災会議委員名簿	S1-3
S1-3	大口町災害対策本部条例	S1-4
S1-4	防災関係機関	S1-5
S1-5	過去の主な風水害	S1-6
S1-6	東海地方に影響のあった主な台風	S1-14

第2章 災害予防計画

S2-1	大口町自主防災組織設置推進要綱	S2-1
S2-2	大口町自主防災組織資器材給付要綱	S2-3
S2-3	災害時における相互応援に関する協定	S2-5
S2-4	災害時における相互応援に関する協定実施細則	S2-7
S2-5	愛知県内広域消防相互応援協定	S2-10
S2-6	防災訓練の種類・内容	S2-13
S2-7	啓発の内容	S2-14
S2-8	広報の内容	S2-14
S2-9	学校における地震防災教育の内容	S2-15
S2-10	自動車運転者に対する地震教育の内容	S2-15
S2-11	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	S2-16
S2-12	防災上重要施設管理者の留意事項	S2-18
S2-13	大口町避難所等	S2-19
S2-14	水道災害相互応援に関する覚書	S2-20
S2-15	防災資機材	S2-23
S2-16	生活必需品の備蓄	S2-24
S2-17	重要水防箇所	S2-25
S2-18	水防注意箇所	S2-26
S2-19	被害区域想定（風水害）	S2-27
S2-20	被害区域想定（地震）	S2-28
S2-21	緊急輸送道路（愛知県）	S2-29
S2-22	応急復旧体制の整備	S2-30
S2-23	防災対策の内容	S2-31
S2-24	災害用伝言ダイヤルのシステム	S2-32
S2-25	専門通信確保にあたっての留意点	S2-33
S2-26	指定文化財一覧	S2-34
S2-27	大口町消防団保有消防力	S2-36
S2-28	雨量観測施設、風向・風速観測施設	S2-37
S2-29	消防水利設置状況	S2-37
S2-30	丹羽広域事務組合消防本部通信系統図	S2-38

第3章 災害応急対策計画

S3-1	気象予警報等の種類と発表基準	S3-1
S3-2	災害時優先電話一覧（一般非公開）	S3-2
S3-3	非常扱いの通話となる電話内容	S3-3
S3-4	緊急扱いの通話となる電話内容	S3-3
S3-5	防災行政用無線局配置表	S3-4
S3-6	防災行政用無線運営規程	S3-5
S3-7	防災行政用無線取扱要綱	S3-10
S3-8	非常通信	S3-14
S3-9	伝達の対象となる被害と伝達内容	S3-16
S3-10	愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先	S3-17
S3-11	消防庁への連絡先	S3-18
S3-12	災害対策基本法施行令第18条	S3-19
S3-13	自衛隊災害派遣の活動範囲	S3-21
S3-14	ヘリポート用地の基準	S3-22
S3-15	避難に関する留意事項	S3-25
S3-16	愛知県防災ヘリコプター支援協定	S3-26
S3-17	保有車両	S3-28
S3-18	水防施設設備	S3-29
S3-19	大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則	S3-30
S3-20	電力事業者応急対策	S3-32
S3-21	ガス事業者応急対策	S3-33
S3-22	プロパンガス災害対策に関する業務協約	S3-34
S3-23	LPガス事業者応急対策	S3-36
S3-24	災害救助法施行細則	S3-37
S3-25	災害救助法の適用基準	S3-38
S3-26	応急仮設住宅の建設方法	S3-44
S3-27	障害物の除去	S3-45
S3-28	被災住宅の応急修理	S3-46
S3-29	被害認定基準	S3-47
S3-30	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	S3-50
S3-31	航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書（小牧基地関係）	S3-53
S3-32	航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書（岐阜基地関係）	S3-55
S3-33	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する 損害補償に関する条例	S3-57
S3-34	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当て に関する条例	S3-58
S3-35	災害支援協力に関する覚書（郵便局）	S3-59
S3-36	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書	S3-61

S3-37	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	S3-63
S3-38	災害時における物資提供に関する協定	S3-65
S3-39	災害時の医療救護に関する協定書	S3-67
S3-40	災害時の歯科医療救護に関する協定書	S3-72

第4章 災害復旧計画

第5章 東海地震に関する事前対策計画

S5-1	地震防災信号	S5-1
S5-2	大規模地震対策特別措置法第24条	S5-2
S5-3	道路交通法第5条、第6条	S5-3
S5-4	大規模地震対策特別措置法施行令第11条、第12条	S5-4
S5-5	警備活動内容	S5-5
S5-6	主要道路	S5-6

第6章 避難所運営マニュアル

S6-1	避難所における共通理解ルール	S6-1
S6-2	避難所運営委員会運営規約（案）	S6-2
S6-3	避難所運営委員会系統図	S6-4
S6-4	ボランティア活動時の持参品と注意事項	S6-5
S6-5	避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）	S6-5
S6-6	災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民	S6-6
S6-7	災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目	S6-7
S6-8	避難所内で出来るストレッチ方法	S6-8
S6-9	被災児童のケアについて	S6-10
S6-10	避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）	S6-12
S6-11	避難所における情報伝達資機材	S6-12
S6-12	エコノミークラス症候群を予防しましょう！	S6-13
S6-13	災害救助法	S6-14

大口町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大口町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大口町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の教育委員会の教育長
 - (4) 町の消防機関の長のうちから町長が任命する者
 - (5) 町の地域にあって業務を行う指定地方公共機関及び指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (7) 町長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年9月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

S1-02 大口町防災会議委員名簿

区 分	適 用 条 項	職 名
会 長	条例第3条第2項	大口町長
委 員	条例第3条第5項第1号	愛知県江南警察署長
	条例第3条第5項第2号	大口町地域協働部長 〃 総務部長 〃 健康福祉部長 〃 建設部長 〃 議会事務局長 〃 生涯教育部長 〃 会計管理者
	条例第3条第5項第3号	大口町教育委員会教育長
	条例第3条第5項第4号	丹羽広域事務組合消防本部消防長 大口町消防団長
	条例第3条第5項第5号	尾北医師会扶桑大口支部長 NTT 西日本名古屋支店尾張設備サービスセンター所長 中部電力株式会社 小牧営業所長 東邦瓦斯株式会社 小牧営業所長
	条例第3条第5項第6号	愛知県江南保健所長 愛知県一宮建設事務所長 尾張県民事務所防災保安課長 大口町議会議長 大口町議会総務建設常任委員長 大口町副町長 愛知北農業協同組合大口支店長 大口町商工会長 大口町区長会長 丹羽広域事務組合水道部長
	計	26名

大口町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき大口町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指命する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

防災関係機関

1 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- ・名古屋地方気象台
- ・中部管区警察局
- ・東海北陸厚生局
- ・中部経済産業局
- ・第四管区海上保安本部
- ・愛知労働局
- ・中部近畿産業保安監督部
- ・中部地方環境事務所
- ・中部地方整備局
- ・東海財務局
- ・東海農政局
- ・中部運輸局
- ・東海総合通信局
- ・中部森林管理局
- ・大阪航空局中部空港事務所
- ・近畿中部防衛局東海防衛支局

2 指定公共機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- ・独立行政法人国立病院機構
- ・日本銀行
- ・日本放送協会
- ・中部国際空港株式会社
- ・日本貨物鉄道株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・日本通運株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・日本赤十字社
- ・中日本高速道路株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本電信電話株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・電源開発株式会社
- ・株式会社NTTドコモ

S1-05 過去の主な風水害

過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額 県下の 被害概要
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)	
大元. 9. 22~23 (1912年)	暴風雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者140 負傷者180 家屋全壊6,000
大 8. 9. 16~17 (1919年)	暴風雨				②死者4 家屋全壊40 浸水700
大10. 9. 25~26 (1921年)	暴風雨	986.7	18.3SE	43.9	②死者27 負傷者22
大14. 8. 14~15 (1925年)	大 雨				②死者6 負傷者3 家屋全壊25 浸水20,000
大14. 9. 11 (1925年)	暴風雨	996.0	22.8SSE	186.8	②死者12 負傷者3 家屋全壊52 浸水20,000
大15. 9. 4 (1926年)	暴風雨	989.1	20.8NNW	52.9	②死者23 負傷者70 家屋全壊166 浸水1,400
昭 5. 7. 19 (1930年)	大 雨				②死者13 負傷者2 家屋全壊13 浸水2,000
昭 7. 7. 1~2 (1932年)	大 雨				②死者26 負傷者9 家屋全壊30 浸水2,700
昭 9. 9. 21 (1934年)	暴風雨 (室戸台風)	975.9	32.9SSE	24.0	②死者8 負傷者68 家屋全壊85
昭10. 10. 27 (1935年)	大 雨				②死者1 負傷者2 浸水13,000
昭11. 10. 2~3 (1936年)	暴風雨	984.6	12.7N	198.2	②死者2 負傷者8 家屋全壊4 浸水15,000
昭13. 7. 3~5 (1938年)	大 雨				②死者2 家屋全壊6 浸水4,500
昭19. 10. 7~8 (1944年)	暴風雨	975.3	3.7SSE	80.8	②死者5 負傷者2 家屋全壊95 浸水700
昭20. 9. 18 (1945年)	暴風雨 (枕崎台風)	988.7	20.2SSE	40.3	②死者4 負傷者8 家屋全壊400 浸水600
昭20. 10. 11 (1945年)	暴風雨 (阿久根台風)	997.1	14.0SSE	228.9	②死者1 家屋全壊1 浸水6,000
昭25. 9. 3 (1950年)	暴風雨 (ジューン台風)	995.4	26.7SE	47.4	②死者6 負傷者36 家屋全壊40 浸水300
昭27. 6. 23~24 (1952年)	暴風雨 (ダイナ台風)	991.3	13.7NNE	177.2	②死者1 家屋全壊3 浸水6,800
昭28. 9. 25 (1953年)	暴風雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6NNW	178.1	②死者72 負傷者623 家屋全壊6,769 浸水90,000
昭29. 7. 30 (1954年)	大 雨				②死者3 負傷者1 家屋全壊15 浸水6,870
昭30. 10. 20 (1955年)	暴風雨 (台風26号)	989.7	20.8SSE	34.3	②死者3 負傷者18 家屋全壊65 半壊61 一部破損113 床上浸水14 床下浸水599

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)	
昭 32. 8. 7 (1957 年)	大 雨 (多治見大雨)				②死者 33 負傷者 44 家屋全壊 88 半壊 89 床上浸水 3,547 床下浸水 13,961
昭 33. 8. 25 (1958 年)	暴風雨 (台風 17 号)	999. 0	17. 7SE	139. 9	②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 9 半 壊 25 一部破損 248 床上浸水 116 床下浸水 4,682
昭 34. 8. 14 (1958 年)	大 雨	993. 5	13. 4WNW	234. 0	②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 20 一部破損 2 床上浸水 14 床下浸水 80,826
昭 34. 9. 26 (1959 年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958. 5	37. 0SSE	165. 7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を 中心に県下全域の沿岸部に被害が集 中した。 ②死者 3,168 行方不明 92 負傷者 59,045 家屋全壊 23,334 流失 3,194 半壊 97,049 一部破損 287,059 床上浸水 53,560 床下浸水 62,831 ③県下全域 (沿岸部中心) ④3,224 億円
昭 36. 6. 23~29 (1961 年)	大 雨 (36.6 梅雨 前線豪雨)			398 立 田 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中 心に河川の氾濫等の被害が発生し た。 ②死者 4 行方不明 2 負傷者 13 家屋全壊 29 流失 2 半壊 72 床上浸水 7,969 床下浸水 66,654 ③県下全域 ④111 億円
昭 36. 9. 16 (1961 年)	暴風雨 (第二室戸台 風)	971. 7	28. 7SSE	96. 4	①集中豪雨による災害で中小河川の 氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が 発生した。 ②死者 3 負傷者 146 家屋全壊 168 半壊 515 床上浸水 652 床下浸水 8,868 ③尾張部 ④104 億円
昭 37. 6. 30~7. 5 (1962 年)	大 雨 (前線)			103 伊良湖 236	①局地的集中豪雨による災害で中小 河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 2 床上浸水 1,605 床下浸水 15,501 ③東三河 尾張部
昭 37. 8. 26 (1962 年)	暴風雨 (台風 14 号)	996. 5	23. 3SSE	110	①風水害による災害で県下全域で被 害が発生した。

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)	
					②死者 1 負傷者 9 家屋全壊 26 半壊 28 床上浸水 177 床下浸水 7,556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39. 9. 25 (1964 年)	暴風雨 (台風 20 号)	992. 8	22. 0SSE	105. 2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊 6 半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2,298 ③県下全域 (主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26 億円
昭 40. 9. 17 (1965 年)	暴風雨 (台風 24 号)	970. 2	17. 0N	188. 6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1,728 床下浸水 49,622 ③県下全域 (主として名古屋、海部) ④93 億円
昭 41. 10. 12 (1966 年)	大雨 (東三河集中豪雨)			54 田 原 345	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11 床下浸水 20,747 ③東三河 (豊橋市、田原中心) ④42 億円
昭 43. 8. 29 (1968 年)	大 雨 (台風 10 号)	991. 5	15. 7SSE	179 茶臼山 587	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45 床上浸水 292 床下浸水 4,314 ③奥三河 (新城及び南・北設楽郡) ④59 億円
昭 44. 8. 4~5 (1969 年)	大雨 (台風 7 号)	990. 6	14. 8ESE	64 新 城 365. 5	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81 床上浸水 661 床下浸水 3,515 ③奥三河 (新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡) ④45 億円
昭 45. 7. 29~30 (1970 年)	集中豪雨	1,010. 8	7. 7ENE	123. 5	②死者 3 負傷者 4 家屋全壊 2 半壊 7 床上浸水 4,552 床下浸水 37,946 ③尾張部 ④18 億円
昭 46. 8. 30~31 (1970 年)	大雨 (台風 23 号)	987. 5	10. 0E	321. 5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 床上浸水 6,136 床下浸水 59,160 一部破損 228

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)	
					③県下全域 ④176 億円
昭 47. 7. 12～13 (1972 年)	集中豪雨 (47.7 豪雨 台風 6 号)			289 猿 投 458	①集中豪雨による災害で三河山間部に、中小河川の氾濫、山（がけ）崩れ等の被害が発生した。 ②死者 64 行方不明 4 負傷者 12 家屋全壊 271 半壊 287 床上浸水 20, 075 床下浸水 12, 077 ③西三河（小原、藤岡、豊田、足助） ④302 億円
昭 49. 7. 7 (1976 年)	豪雨 (七夕豪雨 台風 8 号)	1, 008. 2	6. 7SE	65 新 城 323 東 栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、中小河川の氾濫、がけ崩れ、橋梁の流失等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 床上浸水 1, 820 床下浸水 11, 800 一部破損 86 ③知多、東三河地域（豊橋、蒲郡、南知多ほか 31 市町） ④195 億円
昭 49. 7. 24～25 (1974 年)	大 雨			139. 8 津 島 333 常 滑 315 一 宮 237	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多を中心に家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7, 248 床下浸水 743, 035 ③県下全域 ④92 億円
昭 51. 9. 8～13 (1976 年)	集中豪雨 (51.9 豪雨 台風 17 号)	1, 002. 4	10. 2SE	422 一 宮 682 南知多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14 半壊 437 床上浸水 13, 050 床下浸水 102, 677 一部破損 461 ③尾張、海部、知多地域（59 市町村） ④378 億円
昭 54. 9. 24～25 (1979 年)	豪雨			94 名古屋市港 区 224 一時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で家屋の浸水、道路、河川等の被害が発生した。 ②死者 2 床上浸水 1, 665 床下浸水 33, 351 ③県西部地域（名古屋市、東海市他 18 市町村） ④26 億円
昭 54. 9. 28～10. 1 (1979 年)	暴風雨 (台風 16 号)	981. 9 小牧 978. 2	17. 7SE 伊良湖 21. 3S	50 茶白山 170	①台風通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 23 家屋全壊 2 半壊 20 床上浸水 9 床下浸水 178 一部破損 217 ③県全域 ④65 億円
昭 54. 10. 18～19 (1979 年)	暴風雨 (台風 20 号)	971. 9 小牧 969. 4	14. 2W 伊良湖 20. 0S	80 作 手 282 茶白山 279 鳳 来	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②行方不明 1 負傷者 8 家屋全壊半壊 4 床上浸水 39 床下浸水 314 一部破損 26

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			県下の 被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)		
				233	③県全域 ④113億円	
昭 57. 8. 1～3 (1982年)	暴風雨 (台風10号 と低気圧)	975.1 伊良湖 973.0	9.4SSW 伊良湖 21.1E	184.5 鳳 来 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 9 家屋全壊 1 半壊 4 床上浸水 230 床下浸水 2,777 一部破損 91 ③県全域 ④131億円	
昭 57. 9. 11～12 (1982年)	暴風雨 (台風18号)	984.1 伊良湖 980.5	10.3N 伊良湖 19.7NNW	134.0 伊良湖 306.5	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 7 床下浸水 324 一部破損 4 ③主として県東部 ④約 23 億円	
昭 58. 8. 16～17 (1983年)	暴風雨 (台風5号)	982.0 伊良湖 974.9	7.2WNW 伊良湖 19.0ENE	100 豊 橋 419	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 33 床下浸水 356 一部破損 3 ③主として県東部 ④約 1.3 億円	
昭 58. 9. 27～28 (1983年)	暴風雨 (台風10号)	992.2	9.5 伊良湖 11.2SSE	234 小 原 291 茶臼山 305	①台風の通過、特に豪雨による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設、農林水産物等に被害が発生した。 ②死者 5 負傷者 1 家屋全壊 2 半壊 1 床上浸水 762 床下浸水 16,974 一部破損 25 ③主として県西部 ④約 28 億円	
平元. 9. 2～4	大 雨			132 茶臼山 325	①低気圧に伴う寒冷前線による災害 ②死者 1 負傷者 3 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 3 床下浸水 139 一部破損 2 ③県全域 ④約 24 億円	
平元. 9. 19～20	台風 22 号			47 茶臼山 295	①台風の通過、特に豪雨に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 121 床下浸水 134 一部破損 9 ③県全域 ④約 92 億円	

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			県下の 被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)		
平 2. 9. 19～20	台風 19 号	972. 5 伊良湖 976. 9	20. 1SSE 伊良湖 26. 2S	95 作 手 254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 67 床下浸水 1, 408 一部破損 2, 297 ③県全域 ④約 153 億円	
平 3. 9. 18～19	大 雨 (台風 18 号・前線)	総降水量 1 時間降水量	名古屋 南知多 名古屋 東 海 南知多	242 316 57 55 48	①台風 18 号の接近に伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市 3 区 (北・緑・天白) 及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者 2 軽傷者 1 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 3, 713 床下浸水 12, 131 一部破損 9 ③県全域 ④約 60 億円	
平 6. 9. 29～30	暴風雨・竜巻 (台風 26 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間 降水量	名古屋 19. 4SSE 名古屋 36. 7SSE 作 手 作 手	235 48	①台風その他、竜巻が発生した。 ②負傷者 37 家屋全壊 8 半壊 113 床上浸水 137 床下浸水 456 一部破損 981 ③県全域 ④約 53 億円	
平 10. 9. 21～23	暴風雨 (台風 7・8 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間 降水量	名古屋 21. 5SSE 名古屋 42. 6SSE 作 手 作 手	329 63	①台風 8 号が 21 日、第 7 号が 22 日と続いて上陸。8 号は雨、7 号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者 3 負傷者 151 家屋全壊 8 半壊 35 一部破損 661 ③県内全域 ④約 33 億円	
平 11. 9. 24～26	竜 巻 (台風 18 号)	風 速 瞬間風速	名古屋 11. 2SSE 伊良湖 11. 0S 名古屋 23. 0S 伊良湖 20. 5S		①台風 18 号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4 個の竜巻が相次いで発生した。このため豊橋市では、被災者生活再建支援法 (法律第 66 号) が平成 10 年 11 月 6 日施行されて以来、本県で初めて同法の適用となった。 ②負傷者 453 家屋全壊 41 半壊 311 一部破損 1, 052 ③主として県東部 ④約 21 億円	
平 12. 9. 11～12	大 雨 (平成 12 年 東海豪雨)	総降水量	名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稻 武	566. 5 589 365 293 467	①秋雨前線が台風 14 号の暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23 市町村が避	

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			県下の 被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)		
		1時間 降水量	蒲 郡 名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稻 武 蒲 郡	249 97 114 78 54 70 55		難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で災害救助法及び災害者生活再建支援法の適用がされた。この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害（公共土木施設分）の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤 20箇所、越水 319箇所。死亡 7 負傷者 107 家屋全壊 18 半壊 154 床上浸水 22,078 床下浸水 39,728 一部破損 147 ③県全域 ④約 2,800 億円
平 13. 8. 21~22	暴風雨 (台風 11 号)	総降水量 1時間 降水量	茶臼山 作 手 岡 崎 茶臼山 南知多 一 色 鳳 来	330 313 255 34 34 33 32		①台風の通過の夜災害 ②死者 1 負傷者 1 床上浸水 3 床下浸水 165 ③県全域 ④約 3 億円
平 15. 8. 8~9	暴風雨 (台風 10 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋 28ESE	382 336		①台風の通過による災害 ② 負傷者 5 床上浸水 1 床下浸水 15 一部破損 5 ③県全域 ④約 24 億円
平 16. 6. 21	暴風雨 (台風 6 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284 34 30		①台風の通過による災害 ②負傷者 27 半壊 1 一部損壊 16 床上浸水 1 床下浸水 3 ③県内全域 ④約 13 億円
平 16. 10. 20~21	暴風雨 (台風 23 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265 33 35		①台風の通過による災害 ②死者 1 負傷者 18 一部損壊 41 床上浸水 21 床下浸水 160 ③県内全域 ④約 17 億円
平 20. 8. 28~30	大雨 8月末豪雨	総降水量 一時間降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5 365 351.5 272 237 146.5 104 62.5 58.5 55		①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。死者 2 負傷者 5 住家の全壊 5 半壊 3 一部損壊 29 床上浸水 2480 床下浸水 14106 棟 ③県内全域 ④約 107 億円
平 21. 10. 7~8	暴風雨 (台風 1 8 号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206 29.9 39.9		①台風 18 号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者 19 名、家屋全壊 6 半壊 41 一部損壊 2092 床上浸水 246 床下浸水 1235

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			県下の 被害概要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総雨量 (mm)		
					③県内全域 ④約 134 億円	
平 23. 9. 20～21	暴風雨 台風第15号	総降水量	名古屋 茶臼山 阿蔵	274 367 383. 5	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟	③県内全域 ④約 30 億円

(出典：愛知県地域防災計画)

過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	県下の被害概要		
		①災害の特徴	②被害の程度	③発生場所
明元. 5. 14	大雨・洪水 入鹿池堤防決壊	①明治元年 4 月から 5 月にかけて続いた長雨により、入鹿池の水量が激増。堤防が決壊した。	②死者 941 負傷者 1, 471 流失家屋 807 床上・床下浸水 11, 709	③主として丹羽、春日井、中島、海東(現 海部郡)の 4 郡
明 45. 4. 19	降雹・強風	①丹羽郡一帯で降雹・強風が発生し、建物や農作物に大きな被害が出た。	②負傷者 6 建物倒壊等 9 畑地 2862(反)	
大元. 9. 22～23	暴風雨	②死者 4 負傷者 4	建物全壊 527(内住宅 262) 半壊 228(内住宅 157)	
昭 3. 4. 21	凍霜害	①降霜により、農作物に近年まれにみる被害が発生し、特に桑園のうけた被害が大きかった。		
昭 9. 9. 20～21	暴風雨 (室戸台風)	①風速は 60 メートルを記録。台風の通過により、農作物が大きな被害を受けた。		
昭 34. 9. 26	暴風雨 (伊勢湾台風)	①強風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。大口町でも事前に対策本部を設置し、被害に備えた。	②死者 3 負傷者 38 家屋全壊 77 半壊 135 簡易水道の断水	

(参考文献：大口町史)

S1-06 東海地方に影響のあった主な台風

ア 昭和9年9月21日 室戸台風

この台風は、海上を時速 20km ぐらいで北上し、19 日夜には沖縄南方に近づいた。このころから北東に進路を変え、四国沖を進み 20 日夜半過ぎに室戸付近へ、非常に強い大型の台風として時速 60km で上陸した。上陸後は、徳島の西、淡路島、神戸市、和田岬、深江の北側、宝塚池田付近そして敦賀の西側を通過し、時速は 70km~90km に速まり、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

イ 昭和28年9月25日 台風第13号

この台風は、トラック島南東 150km の海上に発生し西から次第に北西に進み、22 日夜には沖ノ鳥島の西方の洋上で急速に発達し猛烈な大型台風となった。この辺から四国沖に向け北上し、25 日 17 時過ぎには志摩半島を横断し毎時 40km ぐらいの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

ウ 昭和34年9月26日 伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西 250km の海上で発生した弱い熱帯低気圧が 9 月 23 日にはマリアナ諸島で中心気圧が 894hPa に発達して超大型台風になり、北上して 9 月 26 日夜には紀伊半島へ上陸、上陸後も勢力があまり衰えなかった。

台風の本国上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側 70km 付近で志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

エ 昭和36年9月16日 第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9 月 8 日 15 時に台風 18 号となった。12 日朝にはマリアナ諸島の南西海上で 900hPa の超大型の台風に発達し、14 日夜半には沖縄の東側で進路を変え、16 日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめ大阪湾に向かい、同日 13 時 30 分頃には尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後 15 時には敦賀付近に進んだ。台風の規模や進路は、昭和9年の室戸台風に似た台風であった。

オ 昭和37年7月27日 台風第7号

この台風は、硫黄島の東側 1,500km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東に偏っていた。

発生後 1 日は、ほぼ北上、2 日目西進して 27 日四国南東の海上で進路を変え、潮岬と白浜の間に 13 時頃に上陸し東海道西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上では中心気圧 965hPa の中型規模だったが上陸後は急に衰え、28 日には早くも 1,000hPa になり熱帯低気圧となった。

カ 昭和37年8月26日 台風第14号

この台風は、8 月 21 日 9 時にマリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近では中心気圧 950hPa になり、いわゆる夏型特有の小型台風であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から進路を北向き変え、そのまま中部地方に向かって北上、上陸した。26 日の 4 時頃には中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後も北上を続け、琵琶湖付近を通過して日本海に抜けた。

キ 昭和 46 年 8 月 30 日～31 日 台風第 23 号

この台風は、8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西で発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達し台風は速度が遅くなった。海上で発達し始めた台風は、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が 915hPa であった。

29 日夜半には大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り 31 日昼頃には伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

ク 昭和 47 年 9 月 16 日 台風第 20 号

この台風は、9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km に発生し、ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で進路を北から北北東に変えた。一方 15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400km にあり、前線が南東にのびて、愛知県付近に達し愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から雨が強くなった。

台風は 16 日、18 時 30 分潮岬付近に上陸して、その後紀伊半島を縦断し、三重県を経て岐阜県西部を通り、17 日 5 時には佐渡付近を通過し午後には北海道西岸に達した。

ケ 昭和 54 年 9 月 31 日～10 月 1 日 台風第 16 号

9 月 23 日、ヤップ島の北西海上で台風 16 号が発生し、発達しながら北西に進み 26 日朝には、沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hPa となり最盛期をとった。同日昼頃から速度を落とし北向きに進路を変え 29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。更に台風は北東に進路を変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃には高知県室戸付近に上陸（中心気圧 955hPa）した。更に 23 時頃には、大阪市に再上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）し、岐阜市の北を通過して本州を北東に縦断し 10 月 1 日 9 時には八戸沖へ抜けた。

コ 昭和 54 年 10 月 19 日 台風第 20 号

台風 20 号は 10 月 6 日 15 時トラック諸島の東で台風となり、8 日朝から北西に進み始め、9 日夜にはグアム島の南海上を通過し急激に発達した。12 日 15 時には沖ノ鳥島南南東約 400km の海上で中心気圧 870hPa を観測し最盛期（大型、猛烈な台風）となった。その後ゆっくりした速さで西北西に進み、16 日朝から北北西に進路を変え、18 日 9 時には沖縄の南約 150km の海上に達した。この頃から次第に北東に進路を変えながら加速し、19 日 9 時 40 分に和歌山県白浜付近に上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）更に、名古屋市の西を通過して本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へ抜けた。

サ 平成 2 年 9 月 19 日～20 日 台風第 19 号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、13 日には台風 19 号となり発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけてゆっくり沖縄の南東海洋に近づき急激に発達した。17 日午後には、中心気圧 890hPa を記録し猛烈な台風となった。その後台風は北東に進み、950hPa 以下の勢力を保ったまま、19 日 20 時過ぎには、和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げ近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し 20 日 12 時には三陸沖に抜けた。

シ 平成 3 年 9 月 18 日～19 日 台風第 18 号

台風18号は、18日沖縄の東海上を加速しながら北東に進み、それに伴い本州沿岸の秋雨前線の活動が活発となった。更に台風は19日夕方には八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、20日早朝には三陸沖で温帯低気圧になった。東海地方を含め、太平洋沿岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県全域では、18日午前中から雨となり、夜半過ぎから所々で激しく降り18日、19日にかけて100～300ミリの大雨となった。名古屋では19日の雨量217.5ミリを観測した。これは累年第2位の記録となった。

ス 平成6年9月29日～30日 台風第26号

9月19日3時、グアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながら北に進路をとり、強い勢力を保ったまま29日19時半頃には和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらもやや速度を速め、琵琶湖付近を通過して30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が200ミリを越えた。

セ 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。日本への上陸は第8号の方が早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40mm～60mmの激しい雨が降った。1日遅れて上陸した第7号は、中型で強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県を通り、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風42.6m/sを観測した。この値は、昭和34年の伊勢湾台風時に観測した45.7m/sに次ぐ観測開始以来第2位の記録となった。

ソ 平成12年9月11日～12日の台風第14号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9月2日21時に台風第14号となった。10日9時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9月11日から12日かけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降水量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。台風は、12日19時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み16日15時には日本海西部で温帯低気圧となった。

タ 平成15年8月8日～9日の台風第10号

台風第10号は8月3日15時にフィリピンの東で発生し、7日15時には大型で非常に強い台風となっ

た。台風第10号は強い勢力を維持したまま8日21時30分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9日6時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10日6時に千島近海で温帯低気圧に変わった。台風第10号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で390mmの総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。風も非常に強く吹き、名古屋で9日6時17分に東南東の風28.0m/s、伊良湖で9日1時26分に南の風27.3m/sの最大瞬間風速を観測した。

チ 平成16年10月8日～9日の台風第22号

台風第22号は、10月4日12時にフィリピンの東で発生し、8日3時には中心気圧920hPa、中心付近の最大風速50m/sの非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9日16時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖を進み10日9時に日本の東で温帯低気圧となった。台風が愛知県に最も接近したのは9日14時から15時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで2日間で300mmを超える大雨となり、9日には約半数の観測所で10月としての日降水量の極値を更新した。

ツ 平成16年10月20日～21日の台風第23号

台風23号は、10月13日9時にマリアナ諸島で発生し、16日21時には中心気圧940hPa、中心付近の最大風速45m/s、暴風半径280km、強風半径1100kmの超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第23号はゆっくり北上し、20日13時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て21日9時に関東の東海上で温帯低気圧となった。台風の中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

テ 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日9時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日9時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風に発達した。台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午後5時過ぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した（1953年の観測開始以来10月の極値を更新）。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した（1890年の観測開始以来10月の極値を更新）。

大口町自主防災組織設置推進要綱

昭和60年3月30日
大口町告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震風水害から保護するため隣保協同精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

第2条 町は、自主防災組織の設置推進を図るため防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助

(自主防災組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、区長を置く行政区を単位とする。ただし、町長が、特に必要と認めるときは、行政区にとらわれることなく一つの自主防災組織とすることができる。

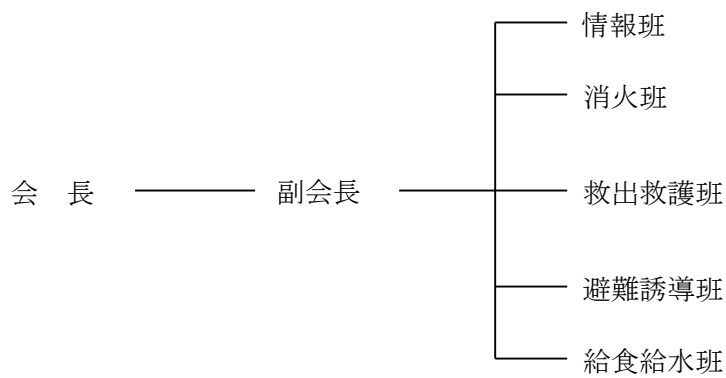
(自主防災組織の名称)

第4条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及に関する事。
 - イ 防災訓練の実施に関する事。
 - ウ 火気使用設備器具等の点検に関する事。
 - エ 防災活動に必要な資機材の整備に関する事。
 - (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集、伝達に関する事。
 - イ 出火防止及び初期消火に関する事。
 - ウ 救出、救護に関する事。
 - エ 避難誘導に関する事。
 - オ 給食、給水に関する事。
 - カ 環境衛生に関する事。
 - キ 警戒宣言等の発令時における対策に関する事。
- 2 自主防災組織においては、その活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定する。
- 3 組織の編成は次のとおりとする。



(規約)

第6条 自主防災組織設置にあたっては、目的や機構を明確にした自主防災会規約を定めるものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

大口町自主防災組織資器材給付要綱

昭和 62 年 8 月 7 日

大口町告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大口町自主防災組織設置推進要綱に基づき、新たに設置された自主防災組織(以下「防災会」という。)に対し、自主的な防災活動を実施するために必要な資器材を給付することにより、防災会の活動の推進を図るものとする。

(防災用資器材の給付)

第 2 条 町が防災会に給付する資器材は、別表のとおりとする。

(申請)

第 3 条 前条の規定により、資器材の給付を受けようとする防災会は、次の書類を町長に提出しなければならない。

(1) 防災資器材給付申請書(様式第 1)

(2) 防災会防災計画書

(決定)

第 4 条 町長は、前条の規定により、給付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付を適当と認めたときは、防災用資器材給付決定通知書(様式第 2)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 5 条 防災会は、防災会規約又は防災計画に変更があったときは、速やかにその旨届出なければならない。

(検査)

第 6 条 町長は必要に応じて資器材を給付した防災会に対し検査することができる。

(その他必要事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 28 日 大口町告示第 19 号)

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

防災用資器材給付一覧表

資器材名	数量	資器材名	数量
標 旗	1	救 急 セ ッ ト	1
担 架	1	ナ イ ロ ン ロ ー プ	1
トランジスターメガホン	1	強 力 ラ イ ト	1
保 管 庫	1	長 靴	7
腕 章	7	防 災 服	7
ヘルメット	7	の こ ぎ り	2
バ ー ル	2		

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、尾張北部広域行政圏を構成する市町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）において、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における協定市町間の相互応援協力について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請及び連絡窓口)

第2条 協定市町は、あらかじめこの協定に基づく相互応援協力の連絡窓口として、連絡担当部局を定めるものとし、応援の要請は、当該市町の連絡担当部局を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の活動は、要請市町の指揮のもとに行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

(連絡会議)

第6条 協定事項の円滑な推進を図るため、原則として年1回、協定市町間において連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第8条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに応援を要請した市町の長に報告するものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定と他に締結された協定等との関係については、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保

管する。

平成8年8月30日

春日井市長	鵜飼一郎
犬山市長	石田芳弘
江南市長	大池良平
小牧市長	中野直輝
岩倉市長	石黒靖明
大口町長	鈴木博
扶桑町長	澤田正夫

災害時における相互応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に定める連絡担当部局は、別表のとおりとする。

(応援要請の手続き)

第3条 応援の要請は、電話等により次の事項を明らかにして行い、後日、応援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の期間
- (3) 協定第3条第1号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 協定第3条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合は、物資等の品目及び数量等
- (5) 協定第3条第5号に掲げる応援を要請する場合は、必要とする避難施設等の種類と人員
- (6) 協定第3条第6号に掲げる応援を要請する場合は、要請内容
- (7) 応援場所及び活動内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第4条 協定第5条に定める経費のうち、協定第3条第1号に定める応援職員の派遣に要する経費については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費は、協定第5条の規定にかかわらず、応援を行った市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）が、要請市町への往復の途中に生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、要請市町及び応援市町が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市町を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 要請市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(経費の支払方法)

第5条 要請市町が、協定第5条に定める経費を支弁する暇がなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、応援市町は、当該費用を一時操替支弁するものとする。

- 2 応援市町が、前項の規定により応援に要した経費を操替支弁した場合は、次に定めるところによ

り算出した額について、要請市町に請求するものとする。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (3) 一般的な避難施設等については、必要経費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費

3 前項に定める請求は、第2号様式により要請市町の長に行うものとする。

4 前3項の規定により難しいときは、要請市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第6条 協定第7条に規定する資料について内容に変更が生じた場合は、速やかに協定市町へ送付するものとする。

(報告)

第7条 協定第8条に規定する報告は、応援市町の長が要請市町の長に、後日、応援活動報告書(第3号様式)により行うものとする。

(適用除外)

第8条 協定第9条に定めるところにより、次に掲げる協定等に基づく相互応援については、適用除外とする。

- (1) 愛知県内広域消防相互応援協定
- (2) 水道災害相互応援に関する覚書
- (3) 一般廃棄物処理に係る災害応援に関する協定

(その他)

第9条 この実施細則に定めのない事項又は内容について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(発効)

第10条 この実施細則は、平成8年9月1日から効力を生ずる。

別表（実施細則第2条関係）

災害時における相互応援のための連絡担当部局

市町名	担当部局	住 所	電 話・FAX		
			区	昼 間	夜間・休日
春日井市	総 務 部 市民安全課	春日井市鳥居松町 五丁目4番地	電	0568-85-6072	0568-85-6391
			F	0568-83-9988	0568-85-1243
犬山市	消 防 本 部 予防防災課	犬山市大字五郎丸 字下前田1番地	電	0568-62-2166	0568-62-2166
			F	0568-62-4407	0568-62-4407
江南市	消 防 本 部 予防防災課	江南市赤童子町大堀 70番地	電	0587-54-1111	0587-55-2258
			F	0587-54-0800	0587-53-0119
小牧市	消 防 本 部 総 務 課	小牧市安田町119 番地	電	0568-73-5611	0568-73-5611
			F	0568-76-0224	0568-76-0224
岩倉市	消 防 本 部 総 務 課	岩倉市川井町北穴田 119番地	電	0587-37-5333	0587-37-5333
			F	0587-66-6101	0587-66-6101
大口町	地域協働部 町民安全課	大口町下小口七丁目 155番地	電	0587-95-1111	0587-95-1111
			F	0587-95-5721	0587-95-5721
扶桑町	総 務 部 総 務 課	扶桑町大字高雄字天道 330番地	電	0587-93-1111	0587-93-1111
			F	0587-93-2034	0587-93-2034

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各項に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の消防機関の長は（常備消防を設置する市町村等にあつては消防長が要請市町村等の消防力及び近隣市町村等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町村等と応援協定を締結していない市町村等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があつたものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町村等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町村等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨速やかに要請市町村等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町村等における応援隊の指揮は、要請市町村等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当て等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。
(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書57通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	常滑市長	木曾川町長
豊橋市長	江南市長	蟹江町長
岡崎市長	尾西市長	幸田町長
一宮市長	小牧市長	田原町長
瀬戸市長	稲沢中島広域事務 組合管理者	渥美町長
知多中部広域事務 組合管理者半田市長	新城市長	衣浦東部広域連合長
春日井市長	東海市長	西春日井広域事務管理者
豊川市長	大府市長	海部東部消防組合管理者
津島市長	知多市長	尾三消防組合管理者
豊田市長	尾張旭市長	海部南部消防組合管理者
西尾市長	岩倉市長	海部西部広域事務組合管理者 丹羽広域事務組合管理者

蒲郡市長
犬山市長

豊明市長
長久手町長

幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

S2-06 防災訓練の種類・内容

【基礎訓練】

水防訓練	<input type="checkbox"/> 水防管理団体が、水防計画に基づき実施 <input type="checkbox"/> 地域の河川状況を勘察したものとする <input type="checkbox"/> 必要に応じて、広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等、防災関係機関が合同で実施 <input type="checkbox"/> 実施時期：出水期を前に、最も訓練効果のある時期 <input type="checkbox"/> 実施地域：河川の危険地域等、洪水のおそれのある地域
消防訓練	<input type="checkbox"/> 町が、消防計画に基づいて実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、大火災を想定し、丹羽広域事務組合消防本部、近隣市町村等と合同で実施
避難・救助訓練	<input type="checkbox"/> 町及びその他防災関係機関が、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は独自で実施 <input type="checkbox"/> 学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、大型店舗等では、収容者・利用者等の人命保護のため、特に避難について、施設を整備し実施する <input type="checkbox"/> 自主防災会、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底する
通信訓練	<input type="checkbox"/> 町及び防災関係機関が、非常通信協議会等の協力を得て、各種被害を想定 <input type="checkbox"/> 各機関で災害時における情報の収集・伝達要領の訓練を実施
非常招集訓練	<input type="checkbox"/> 町及び防災関係機関が、各種災害を想定し、必要に応じて実施 <input type="checkbox"/> 勤務時間外における職員、消防団、水防団等の円滑な参集、非常配備を万全とするために実施する

【総合訓練】

- 各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき、総合的な訓練を実施する
- 実施時期：災害発生が予想される前の、訓練効果のある時期
- 実施場所：災害のおそれのある地域、又は、訓練効果のある適当な場所
- 実施方法：防災関係機関及び地元住民・事業所が一体となって、実践的な内容の災害応急対策を実施



ボランティア団体にも参加を求める

<ul style="list-style-type: none"> ・現場指揮本部訓練 ・避難の機能確保訓練 ・ボランティアの受入体制訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常配備員の参集訓練 ・情報の伝達、広報の訓練 ・地震防災応急対策の訓練
---	---

【自主防災会等の実施する防災訓練の指導協力】

- 訓練計画遂行上の必要な指導助言を行い、積極的に協力する

【防災訓練に伴う交通整理】

- 江南警察署は、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、交通規制を実施

【訓練の検証】

- 町は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる

S2-07 啓発の内容

- 地震に関する基礎知識
- 東海地震の予知に関する知識
- 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報の入手
- 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 地域の避難場所、避難路に関する知識
- 避難生活に関する知識
- 家庭における防災の話し合い
- 応急手当法の紹介・平素から住民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の対策の内容
- 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

S2-08 広報の内容

- 防災に関する一般的知識
- 気象情報に関する知識
- 避難の方法及び場所
- 災害危険箇所
- 過去の災害事例
- 平常時・警戒宣言発令時・災害発生時・緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- 自主防災会の意義

S2-09 学校における地震防災教育の内容

教科指導	<input type="checkbox"/> 教科課程の中で、地震の種類、原因、実態及びその対策等、地震関係の事項を取り上げ、習得させる
震災訓練	<input type="checkbox"/> 学校行事の中で、学校、家庭、地域等における地震の実践活動、避難行動等について習得させる
課外活動における教育	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、防災施設、地震展等の防災関係の催について見学会を行う

S2-10 自動車運転者に対する地震教育の内容

【警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における交通規制の内容】

- 車の安全及び消防自動車・救急車など緊急車両の交通を確保するため、警察官が交通規制を行っているときはその指示に従う
- 交通規制を行っていないときは、交通情報や火災情報など混乱している道路や危険な方向を避ける

【警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における運転者のとるべき措置】

- 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行し、カーラジオ等により継続して情報を収集すること
- 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること
- やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと
- 停車後は、カーラジオ等により、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- 避難のために車両を使用しないこと

S2-11 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

本取組指針に係る災害対策基本法の規定は以下のとおりである。

(なお、同法の施行期日は公布の日(平成25年6月21日)であるが、避難行動要支援者名簿に関する同法第49条の10から第49条の13までについては、公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしている。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがあ

る場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条（略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

S2-12 防災上重要施設管理者の留意事項

学校、病院、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

学校	<input type="checkbox"/> それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害状況に応じた対応がきるよう、以下の事項を含め、計画を作成する <ul style="list-style-type: none"> ・避難の場所、経路、時期及び誘導 ・指示伝達の方法 等
学校・教育行政機関	<input type="checkbox"/> 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備え、以下の事項を含め、計画を作成する <ul style="list-style-type: none"> ・避難地の選定 ・収容施設の確保及び保健・衛生 ・給食の実施方法 等
病院	<input type="checkbox"/> 患者を他の医療機関、又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、以下の事項を含め、計画を作成する <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設の確保 ・移送の方法 ・保健、衛生 ・入院患者に対する実施方法 等

S2-13 大口町避難所等

施設名	電話	所在地	災害 対策 本部	避難所			ヘリポート可能場所 *2			飛行場 外離着 陸場	応急仮 設住宅 候補地	耐震性 貯水槽 (飲料用)
				構造	収容可能人数		面積 (㎡)	機種別	地籍 (m)			
					一時 避難所	長期 避難所						
大口町役場	95-1111	下小口七丁目 1 5 5	○	鉄筋 3階								
大口南小学校		奈良子三丁目 1 1 6	○	鉄筋 2階	220	140	○	8,695	小型機	80×70		
大口北小学校		中小口三丁目 2 5 8	○	鉄筋 2階	310	200	○	14,250	小型機	85×120		
大口西小学校		余野六丁目 4 4 0	○	鉄筋 2階	180	120	○	8,832	小型機	60×80		
大口中学校		丸一丁目 3 8	○	鉄筋 2階	370	250	○	13,362	小型機	100×50	○	
大口町屋内運動場		小口字城屋敷 1 2 3	○	鉄筋 2階	160	110	○	5,562	小型機	70×50		
大口町民会館	95-6771	丸二丁目 8	○	鉄筋 2階	200	130						
大口町健康文化 センター	94-0061	伝右一丁目 3 5	○	鉄筋 5階	490	310	○	5,069	中型機	50×60		
大口町総合運動場 *1	95-3155	下小口六丁目 1 5 0					○	17,536	大型機	181×101	○	
わかしやち国体記念 公園		上小口三丁目 1 8 1									○	
秋田グラウンド		秋田二丁目 4 4 番地 1									○	
				7	1,930	2,170	6			1	2	1

*1 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係/1 防災活動拠点 地区防災活動拠点より

*2 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係/10 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所/11 県防災ヘリコプター 飛行場外離着陸場より

S2-14 水道災害相互応援に関する覚書

水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応援給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い後に文章を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置き場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同条第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は応援した会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通保有する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長豊橋市長
愛知県公営企業管理者水道局長
名古屋市水道事業管理者水道局長
瀬戸市長
尾張旭市長
愛知中部水道企業団企業長
日本住宅公団中部支社長
半田市長
常滑市長
東海市長
大府市長
知多市長
愛知三島水道企業団企業長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
美浜町長
武豊町長
一宮市水道事業管理者
春日井市長
津島市長
犬山市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
岩倉市長
春日村長
清洲町長
木曾川町長
七宝町長
美和町長
蟹江町長
佐織町長
八開村長
稲沢中島水道企業団企業長
西春日井郡東部水道企業団企業長
海部南部水道企業団企業長

尾張北部水道企業団企業長
岡崎市長
碧南市長
刈谷市長
豊田市長
安城市長
知立市長
高浜市長
西三河南部水道企業団企業長
幸田町長
額田町長
藤岡村長
小原村長
足助町長
下山村長
旭町長
稲武町長
豊橋市水道事業管理者水道局長
豊川市長
蒲郡市長
新城市長
音羽町長
一宮町長
小坂井町長
御津町長
田原町長
赤羽町長
渥美町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
富山村長
津具村長
鳳来町長
作手村長

立会人 愛知県衛生部長

S2-15 防災資機材

品 名		数 量	保管場所	管 理 課	
毛 布		750	食堂倉庫	町民安全課	
懐中電灯		30	無線室	町民安全課	
炊き出し釜		4	中倉庫	福祉こども課	
テント		17	中倉庫6 総合運動場7 東倉庫4	福祉こども課 生涯学習課 町民安全課	
シート		27	中倉庫	町民安全課	
濾水機		3	中倉庫	町民安全課	
担架		2	中倉庫	町民安全課	
ト イ レ	下水接続	17	東倉庫 北小学校 (下水3)	町民安全課	
	簡易	和式			15
		洋式			45
可搬式投光器		2	東倉庫	町民安全課	
自家発電機		2	東倉庫	町民安全課	
防災ライト		1	東倉庫	町民安全課	
避難所間仕切り		50	東倉庫34 北小学校12 健康文化センター 4	町民安全課 福祉こども課	

S2-16 生活必需品の備蓄

物 資	数 量	備 蓄 場 所	備 考
ア ル フ ァ 米	2, 5 0 0 食	食 堂 倉 庫	3種類 (赤飯・白飯・山菜)
缶 詰 パ ン	2, 0 1 6 缶	食 堂 倉 庫	
ク ラ ッ カ ー	8, 7 5 0 食	食 堂 倉 庫	
カ ロ リ ー メ イ ト	8 4 0 食	食 堂 倉 庫	
救 急 箱	1 6 セ ッ ト	食 堂 倉 庫	
被 服	7, 5 3 6 枚	食 堂 倉 庫	おむつ等 (子ども 4,468 枚 大人 1,348 枚 女性 1,720 枚)
給 水 用 タ ン ク	3 3 個	丹羽広域事務組合 水 道 部	3 0 0 0
水 袋	5, 7 0 0 袋	食堂倉庫	6 0 (手提げ・背負い型)
飲 料 水 の 供 給	1 0 0 m ³	大口中学校	耐震性貯水槽
生 活 雑 用 水	2 0 0 m ³	役場駐車場	耐震性貯水槽
	2 0 0 m ³	河北学供	耐震性貯水槽

重 要 水 防 箇 所

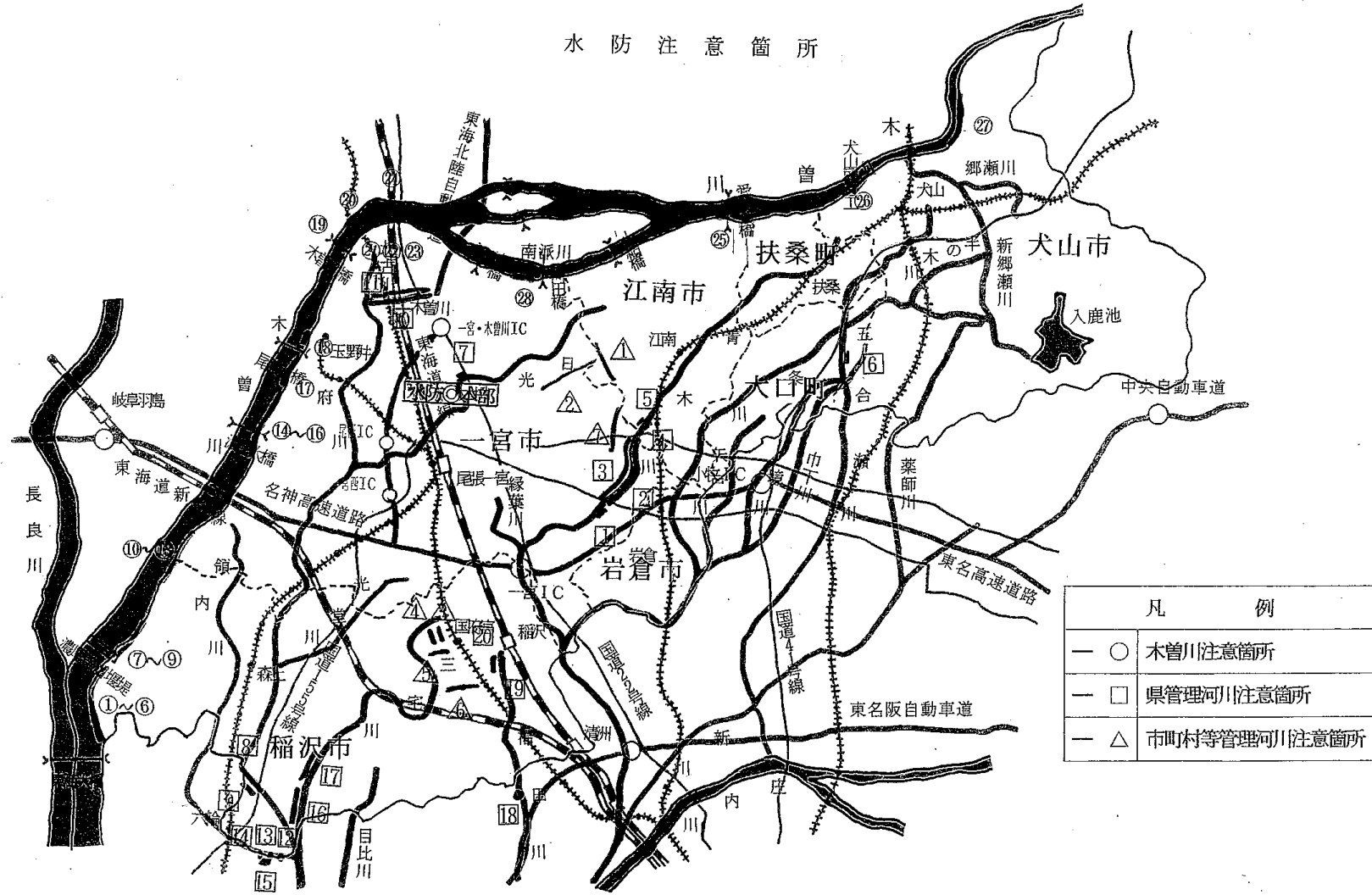
水 名	河川名	地 名	左右 岸別	延長 (m)	理由	重要度
庄内川	合瀬川	大口町外坪 (合瀬大橋上下流)	左	30	漏 水	B
庄内川	五条川	大口町豊田一丁目から 堀尾跡一丁目まで	左	1,600	堤防高 不 足	要

(注) 表中、重要度欄のAは、水防上最も重要な区間をいう。

Bは、A区間の次に重要な区間をいう。

Cは、やや重要な区間をいう。

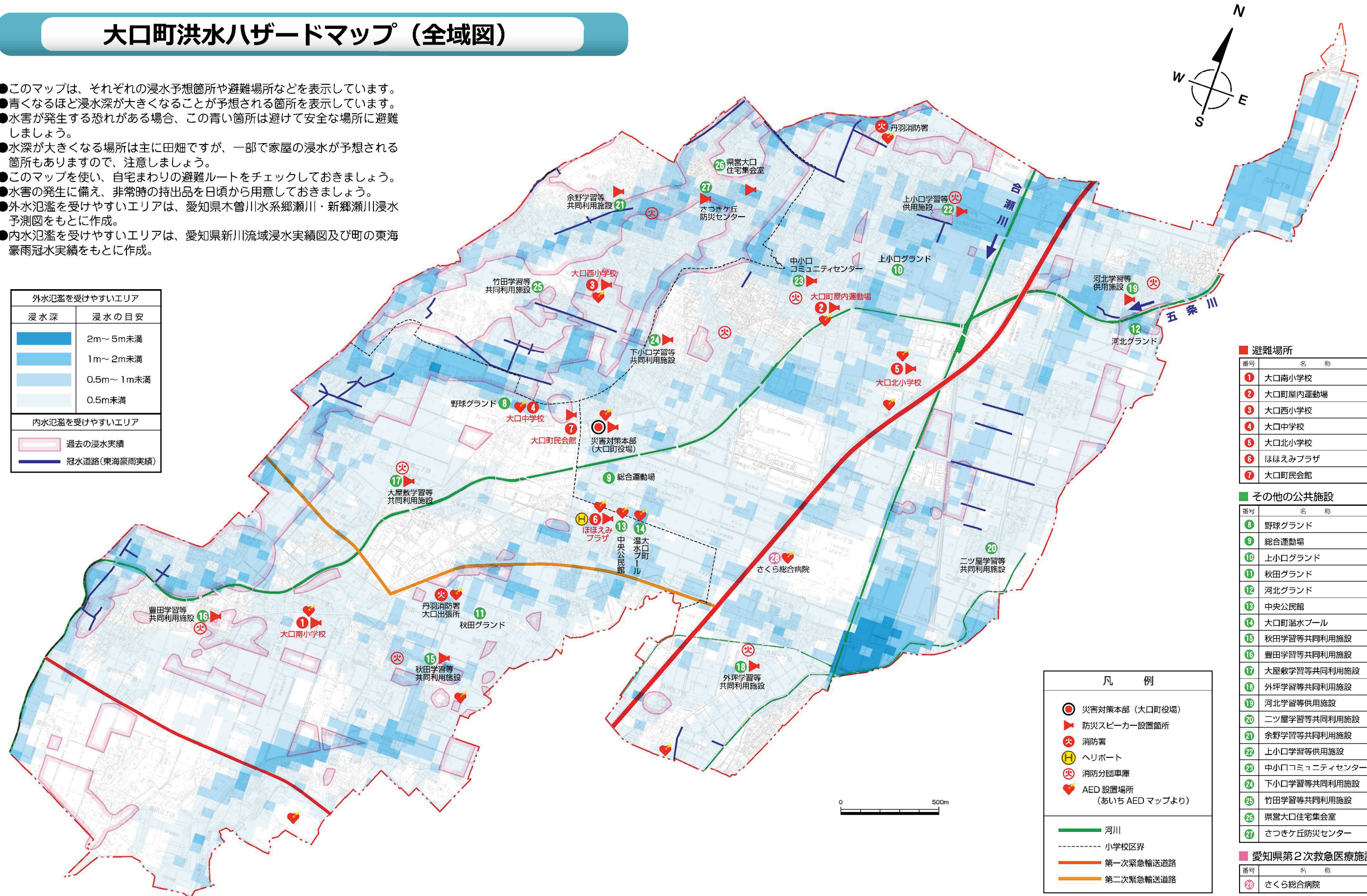
要は、要注意区間をいう。



大口町洪水ハザードマップ（全域図）

- このマップは、それぞれの浸水予想箇所や避難場所などを表示しています。
- 青くなるほど浸水深が大きくなるのが予想される箇所を表示しています。
- 水害が発生する恐れがある場合、この青い箇所は避けて安全な場所に避難しましょう。
- 水深が大きくなる場所は主に田畑ですが、一部で家屋の浸水が予想される箇所もありますので、注意しましょう。
- このマップを使い、自宅まわりの避難ルートをチェックしておきましょう。
- 水害の発生に備え、非常時の持出品を日頃から用意しておきましょう。
- 外水氾濫を受けやすいエリアは、愛知県木曾川水系郷瀬川・新郷瀬川浸水予測図をもとに作成。
- 内水氾濫を受けやすいエリアは、愛知県新川流域浸水実績図及び町の東海豪雨冠水実績をもとに作成。

外水氾濫を受けやすいエリア	
浸水深	浸水の目安
	2m～5m未満
	1m～2m未満
	0.5m～1m未満
	0.5m未満
内水氾濫を受けやすいエリア	
	過去の浸水実績
	冠水道路(東海豪雨実績)



避難場所	
番号	名称
1	大口南小学校
2	大口町屋内運動場
3	大口西小学校
4	大口中学校
5	大口北小学校
6	ほほえみプラザ
7	大口町民会館

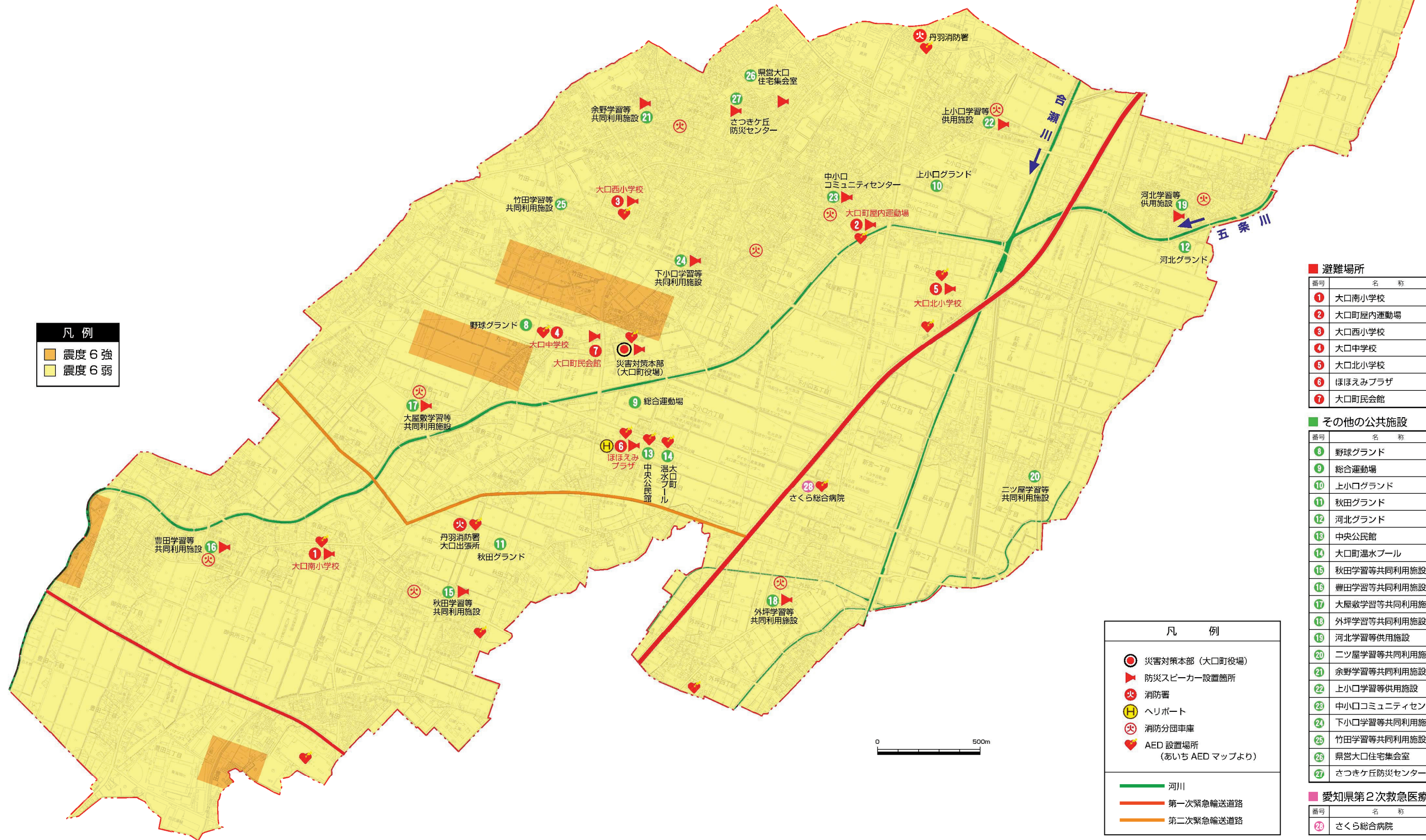
その他の公共施設	
番号	名称
8	野球グラウンド
9	総合運動場
10	上小口グラウンド
11	秋田グラウンド
12	河北グラウンド
13	中央公民館
14	大口町温水プール
15	秋田学習等共同利用施設
16	豊田学習等共同利用施設
17	大屋敷学習等共同利用施設
18	外坪学習等共同利用施設
19	河北学習等供用施設
20	二ツ屋学習等共同利用施設
21	余野学習等共同利用施設
22	上小口学習等供用施設
23	中小口コミュニティセンター
24	下小口学習等共同利用施設
25	竹田学習等共同利用施設
26	県営大口住宅集会所
27	さつきヶ丘防災センター

愛知県第2次救急医療施設	
番号	名称
28	さくら総合病院

凡例	
	災害対策本部（大口町役場）
	防災スピーカー設置箇所
	消防署
	ヘリポート
	消防分団車庫
	AED設置場所 (あいち AED マップより)
	河川
	小学校区界
	第一次緊急輸送道路
	第二次緊急輸送道路

地域震度マップ（大口町全域図）

＜最大震度＞



凡例

震度6強
震度6弱

凡例

●	災害対策本部（大口町役場）
▶	防災スピーカー設置箇所
火	消防署
ヘリ	ヘリポート
🚒	消防分団車庫
❤️	AED設置場所 (あいちAEDマップより)
— (Red)	河川
— (Red)	第一次緊急輸送道路
— (Orange)	第二次緊急輸送道路

避難場所

番号	名称
1	大口南小学校
2	大口町屋内運動場
3	大口西小学校
4	大口中学校
5	大口北小学校
6	ほほえみプラザ
7	大口町民会館



その他の公共施設

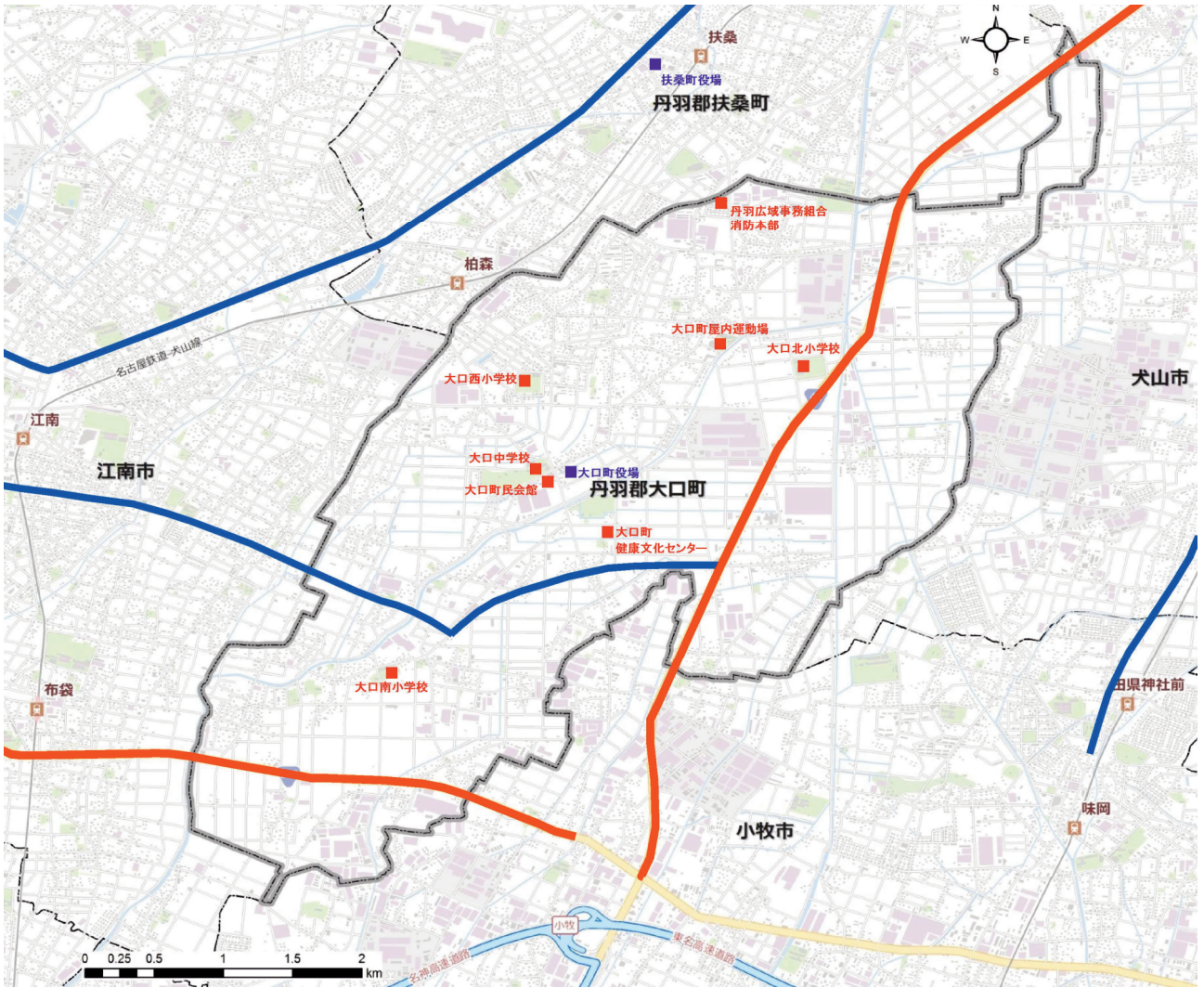
番号	名称
8	野球グラウンド
9	総合運動場
10	上小口グラウンド
11	秋田グラウンド
12	河北グラウンド
13	中央公民館
14	大口町温水プール
15	秋田学習等共同利用施設
16	豊田学習等共同利用施設
17	大屋敷学習等共同利用施設
18	外坪学習等共同利用施設
19	河北学習等供用施設
20	二ツ屋学習等共同利用施設
21	余野学習等共同利用施設
22	上小口学習等供用施設
23	中小口コミュニティセンター
24	下小口学習等共同利用施設
25	竹田学習等共同利用施設
26	県営大口住宅集会所
27	さつきヶ丘防災センター

愛知県第2次救急医療施設

番号	名称
28	さくら総合病院

S2-21 緊急輸送道路（愛知県）

<p>第1次緊急輸送道路 </p>	<p>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</p>
<p>第2次緊急輸送道路 </p>	<p>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し地域内の緊急輸送を担う道路</p>



S2-22 応急復旧体制の整備

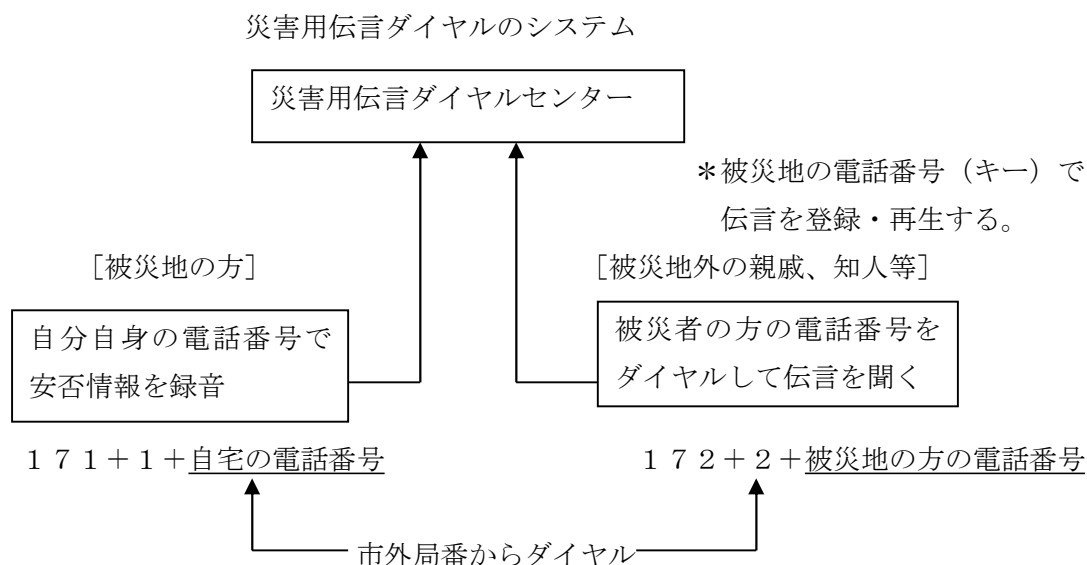
- 関係官庁、社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化
- 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化
- 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持
- 復旧用資機材、飲料水、食料等、備蓄又は調達体制の整備
- 教育、訓練の充実
- 需要家における地震時の処置に関する広報活動の推進
- 警察、消防、報道機関等との連携の強化
- 社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料、飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備
- 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備、及び、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実
- 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報マニュアルの整備の推進

S2-23 防災体制の内容

- 設備の耐震対策
 - ・ 建物、鉄塔の耐震対策
 - ・ 通信機器設備の固定、補強等
- 防火、防水対策
 - ・ 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - ・ 防水扉、防潮板の設置
 - ・ 下水管、ビル内のマンホール、洞道からの浸水防止
 - ・ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- 通信網の整備
 - ・ 伝送路の多ルート化
 - ・ 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- 各種災害対策機器の整備
 - ・ 孤立防止用衛星電話機の配備
 - ・ 可搬型無線機の配備
 - ・ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
 - ・ 舟艇の配備
 - ・ 防災用資機材の配備
- 防災に関する訓練
 - ・ 災害予防及び警報伝達の訓練
 - ・ 災害時における通信の疎通訓練
 - ・ 設備の災害応急復旧訓練
 - ・ 社員の非常招集の訓練
- 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
 - ・ 蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

S2-24 災害用伝言ダイヤルのシステム

- 被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国50か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービス
- 震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。
- 必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。）
利 用 可 能 電 話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝 言 蓄 積 数	1電話番号当たり1～10伝言
伝 言 録 音 時 間	1伝言30秒以内
伝 言 保 存 期 間	登録後2日間（48時間）
伝 言 の 消 去	保存期間経過時に自動消去
利 用 料 金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録再生とも必要）
暗 証 番 号 付 き 伝 言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

S2-25 専門通信確保にあたっての留意点

- 耐震性の強化
 - ・局舎、装置等について、耐震性の強化に努める
- 伝送路の強化
 - ・通信機能を確保するため、バックアップ回路の設定、ルートの二重化等を促進する
- 装置、器材の充実
 - ・予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える
- 定期的な点検の実施
 - ・常時使用可能とするため、施設、装置の定期的な保守点検を実施する
- 防災訓練等の実施
 - ・通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める
- 移動系無線局の配備
 - ・町及び防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動形無線局の効果的活用に努めるものとする

区分	類別	指定年月日	名称
	考古	昭 51. 8. 25	白木遺跡出土の土器
	天然記念物	昭 52. 8. 7	山 柿
	考古	昭 52. 8. 7	向江遺跡出土の土器と石斧
	考古	昭 52. 8. 7	弥生系小型仿製鏡
	彫刻	昭 54. 2. 26	木 仏 尊 像
	考古	昭 54. 2. 26	曲 玉 ・ 管 玉
	天然記念物	昭 54. 2. 26	山 茶 花
	建造物	昭 60. 1. 16	徳 林 寺 山 門
	考古	昭 60. 1. 16	広縁宮廷式土器・無頸脚付土器
	史跡	昭 60. 1. 31	仁 所 野 遺 跡
		昭 60. 12. 14	しょうねん塚古墳
	建造物	平 10. 3. 30	八 劔 社 拝 殿
	民俗	平 17. 4. 26	虫 送 り
	彫刻	平 20. 11. 28	獅 子 狛 犬
	彫刻	平 21. 12. 25	不 動 明 王 立 像

S2-27 大口町消防団保有消防力

分団名	車両名	登録番号	車名	登録年月日	形式等
秋田分団	積載車	尾張小牧830 た11-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
豊田分団	積載車	尾張小牧830 さ21-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
大屋敷分団	積載車	尾張小牧830 す31-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
外坪分団	積載車	尾張小牧88 さ89-50	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101改
河北分団	積載車	尾張小牧88 さ89-46	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101改
余野分団	積載車	尾張小牧88 さ89-51	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101改
上小口分団	積載車	尾張小牧830 さ71-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
中小口分団	積載車	尾張小牧88 さ89-48	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101改
下小口分団	積載車	尾張小牧88 さ89-47	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101改
ホバークラフト					

S2-28 雨量観測施設、風向・風速観測施設

区 分	設 置 場 所	備 考
雨 量 観 測 所	大口町下小口七丁目155番地 (大口町役場)	愛知県高度通信ネットワーク
	大口町上小口一丁目624番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	庄内川系丹羽広域事務組合観測所
風向・風速観測所	大口町上小口一丁目624番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	

S2-29 消防水利設置状況

平成24年2月現在

消火栓	169	南 管 区	58	
		中 管 区	80	
		北 管 区	31	
防火水槽 (公設)	116	南 管 区	39	
		中 管 区	48	
		北 管 区	28	
		耐震性貯水槽	1	飲料用

防火水槽内訳 (公設116・私設53)

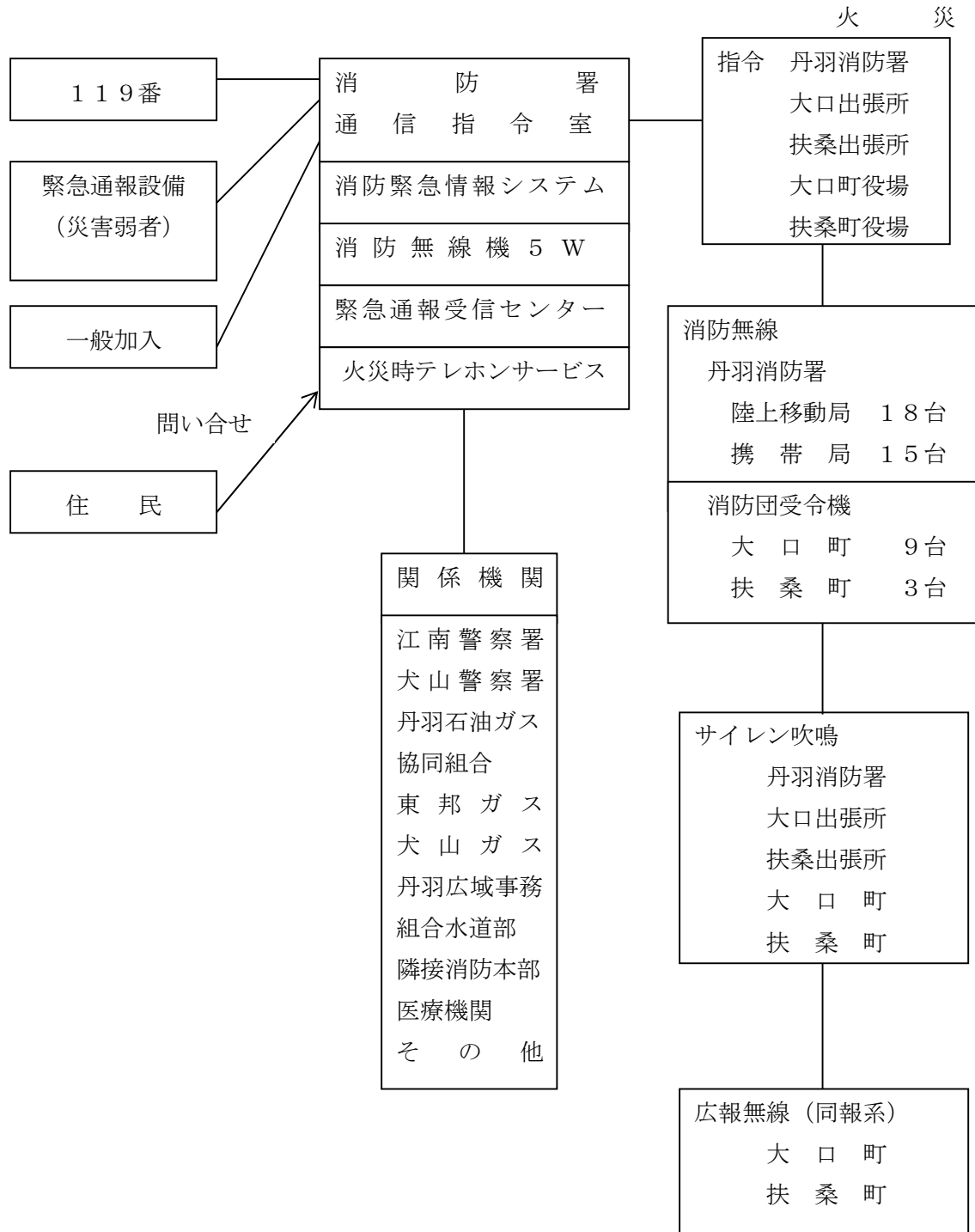
m ³	20~40	40~60	60~100	100~	計
一 般	7	145	9	5	166
飲料用				1	1
計	7	145	9	7	167

耐震性貯水槽 (飲料用)

設置場所 大口中学校に設置

容 量 100m³ (一人一日30として3万3千人分)

S2-30 丹羽広域事務組合消防本部通信系統図



S3-01 気象予警報等の種類と発表基準

種類		基準等	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1 時間雨量 50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 —
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	五条川流域=17、合瀬川流域=13
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 30mm
		土壌雨量指数基準	111
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	五条川流域=11、合瀬川流域=10
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ		
低温	冬期：最低気温-4℃以下		
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

S3-02 災害時優先電話一覧（一般非公開）

	施設名	電話番号 0587	備考
1	大口町健康文化センター		
2	大口町民会館		
3	大口南小学校		
4	大口北小学校		
5	大口西小学校		
6	大口中学校		
7	大口町中央公民館(学校教育課)		
8	大口南保育園		
9	大口北保育園		
10	大口中保育園		
11	大口西保育園		
12	大口町役場		切替必要 切替必要

非常用電話のため、電話番号は一般非公開

S3-03 非常扱いの通話となる電話内容

- ① 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの。
- ② 洪水、高潮等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報又はその警戒、予防に関する通話であって水防機関相互に行うもの。
- ③ 災害の予防又は救護に関する通話であって、消防機関又は災害救助機関相互に行うもの。
- ④ 交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関する通話であって、輸送に直接関係ある期間相互に行うもの。
- ⑤ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する通話であって、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの。
- ⑥ 電力設備の災害の予防又は復旧、その他電力の供給の確保に関する通話であって、電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの。
- ⑦ 秩序の維持に関する通話であって、警察機関相互に行うもの。
- ⑧ 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関、以下同じ。）に対し行うもの。

S3-04 緊急扱いの通話となる電話内容

- ① 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故、その他それに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者がその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの。
- ② 天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その被害状況を報道するもの。

S3-05 防災行政用無線局配置表

大口町MCA無線

呼出番号	所 管	呼出番号	所 管
1	本部	2 1	避難所大口中学校
2	情報収集部長	2 2	避難所大口南小学校
3	救出救護部長	2 3	避難所大口北小学校
1 1	情報 1	2 4	避難所大口西小学校
1 2	情報 2	2 5	避難所健康文化センター
1 3	情報 3	2 6	避難所町民会館
1 4	情報 4	2 7	避難所大口町屋内運動場
1 5	情報 5		

大口町防災行政用無線運営規程

昭和 56 年 5 月 1 日
大口町規程第 2 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大口町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する大口町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の運営について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 電波法施行規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 14 条）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局をいう。
- (3) 固定局 電波法施行規則第 4 条第 1 号に規定する固定局をいう。
- (4) 無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

(無線局の設置)

第 3 条 固定局については、別表のとおり親局及び子局を設置する。

(無線局の任務)

第 4 条 無線局は、町における防災及び行政上の責務を遂行するために活動しなければならない。

(無線の統制)

第 5 条 無線局に関する全般の管理及び通信の統制を行うため統制卓を役場無線室に設置し、町民安全課長が管理、運用する。

(無線管理者)

第 6 条 無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、各無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 管理者は、町長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第 7 条 無線機局の各無線系に、管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、管理者の命を、当該無線系の管理、運用の業務を行うとともに、運用主任者及び通信担当者を指揮監督する。
- 3 責任者は、主管課長の職にある者を充てる。

(運用主任者及び通信担当者)

第 8 条 無線局の各無線系に、運用主任者（以下「主任者」という。）及び通信担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- 2 主任者は、責任者が各無線系の担当者の中から 1 名を選任し、管理者が任命する。
- 3 担当者は、責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を選任し、管理者が任命する。
- 4 主任者及び担当者（以下「主任者等」という。）は、責任者の命を受け、各無線系を管理、運用し、無線系に係る業務を処理する。

第2章 運用

(無線局の義務)

第9条 無線局は、電波法を遵守するとともに、統制管理の指示に従い、かつ、無線回線の独占を排して互いに協調し合わなければならない。

第10条 無線局は、町における防災及び行政に関する通信以外の通信を行ってはならない。ただし、電波法第52条の規定による通信については、この限りではない。

(運用時間)

第11条 無線局の運用時間は常時とする。

(通信の種類)

第12条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信で他人から依頼された通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信、並びに平常時において、早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。
- (3) 試験通信 無線回線の状態又は機器の動作状態を試験するため、任意の相手局と感度は明瞭度の照会を行う通信をいう。
- (4) 一斉通信 同一事項について、一斉に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号に掲げる通信以外の一般的な通信をいう。

(通信の順位)

第13条 通信の順位は、非常通信及び緊急通信を第1順位、一斉通信を第2順位としその他の通信を第3順位とする。

2 同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

3 管理者は、災害のあったとき、又は特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず通信の順位を変更することができる。

(通信の方法等)

第14条 通信の方法等については、大口町防災行政無線取扱要綱（昭和56年大口町要綱第2号）による。

(非常緊急時等における措置)

第15条 管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他特に必要だと認めるときは、一般行政のための通信を制限し、その他通信統制上の必要な措置をとることができる。

第15条の2 管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときに備えて、あらかじめ担当者の動員計画を策定しておくものとする。

(通信不能の場合の措置)

第16条 主任者等は、事故その他の理由により通信ができないときは、速やかに、その旨を統制管理者に連絡して指示を受けなければならない。

(無線局運営の記録)

第17条 主任者等は、必要書類に通信状況等を記録しなければならない。

第3章 管理

(無線設備の動作状態の把握)

第18条 主任者等は、各自の無線設備の動作状態を常に把握して、無線局の通信の機能が十分に発揮できるように努めなければならない。

(無線局の活用)

第19条 固定局は、非常の場合に当該無線設備がただちに活用できるように、備えなければならない。

(無線設備の管理)

第20条 管理者は、無線設備の正常な動作状態を維持するために一定の期間ごとに、主任者等に命じて無線設備の点検及び整備を行わせなければならない。

(重要事項等の報告)

第21条 責任者は、無線設備等の重要事項に変更が生じた場合には、速やかに、管理者に報告して指示を受けなければならない。

2 前項に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、管理者に報告しなければならない。

- (1) 非常通信を発動したとき。
- (2) 緊急通信を発動したとき。
- (3) 非常通信の訓練を実施したとき。

(抄録の提出)

第21条の2 責任者は、次条第1項第5号に規定する無線業務日誌によって、毎年1月から12月までの期間ごとの当該期間における通信回数等所要事項をとりまとめの上、日誌抄録として翌年の1月末日までに東海総合通信局長に報告するものとする。

(書類の備付け)

第22条 無線局は、電波法第60条及び電波法施行規則第38条の規定により備え付けておかなければならない書類のほか次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 無線局法定書類、無線運営規程及び無線取扱要綱 | 無線局開設中保存 |
| (2) 無線設備関係報告者控 | 使用后2年保存 |
| (3) 無線設備定期点検報告書 | 使用后2年保存 |
| (4) 取扱説明書及び試験成績書 | 当該設備使用期間中保存 |
| (5) 無線業務日誌 | 使用后2年保存 |
| (6) 無線機保全点検簿 | 使用后1年保存 |
| (7) 発電機保全点検簿 | 使用后1年保存 |
| (8) 気象等予警報伝達受信分 | 使用后1年保存 |
| (9) ファクシミリ送受信簿 | 使用后1年保存 |

2 主任者等は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理保存しなければならない。なお、重要書類等は町民安全課に置くものとする。

(通信訓練)

第23条 管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信の適正かつ円滑な運営を図るため、次の訓練を行うものとする。

- (1) 毎年1回以上県の行う防災訓練に併せた総合通信訓練
- (2) 毎年4回、各四半期ごとの定期通信訓練

(研修)

第24条 管理者は、毎年1回以上、無線取扱者等に対して、電波法等法規、無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

第4章 その他

(実施に関する事項)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和56年5月1日 大口町規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年5月20日から適用する。

附 則 (昭和57年3月11日 大口町規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 (昭和57年3月11日 大口町規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年3月31日 大口町規程第3号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月11日 大口町訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年9月29日 大口町訓令第7号)

この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月31日 大口町訓令第11号)

この訓令は、平成元年7月31日から施行する。

附 則 (平成2年4月27日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成2年4月27日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月1日 大口町訓令第3号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月23日 大口町訓令第2号)

この訓令は、平成7年10月23日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年4月26日 大口町訓令第10号)

この訓令は、平成8年4月26日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線運営規程の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月24日 大口町訓令第3号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第18号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第21条の2の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日 大口町訓令第4号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 大口町訓令第11号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日 大口町訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

種 類		呼出名称	設置場所又は常置場所
固定局	親 局	こうほうおおぐ ち	大口町役場無線室及び宿直室
			丹羽消防署
	拡声子局		大口中学校
			大口町屋内運動場
			大口南小学校
			大口北小学校
			大口西小学校
			大口町中央公民館
	戸別子局		公共機関及び公共施設
			子局の設置を希望する一般世帯及び外国人登録世帯
			子局の設置を希望する事業所
			町長が子局の設置を必要と認めるもの

大口町防災行政用無線取扱要綱

昭和 56 年 5 月 1 日

大口町要綱第 2 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大口町防災行政用無線運営規程（昭和 56 年大口町規程第 2 号。以下「運営規程」という。）に基づき、無線通信の運用方法及び無線局の維持管理の方法について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、運営規程に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 通 話 無線回線を媒体として行う 1 件の情報交換をいう。
- (2) 通 信 個々の通話及び通報の総体をいう。
- (3) 同報通信 拡声子局及び戸別子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。

(通信上の原則)

第 3 条 通信を行う者は、次のこと留意しなければならない。

- (1) 移動通信を行う場合は、必ず正確な呼出名称を使用し、詐称、省略その他の違反を行ってはならない。
- (2) 通話にあたっては、できるだけ簡潔、明りょうに行うよう心がけるとともに、粗暴又は下品にわたる用語等を使用してはならない。
- (3) 送受信状態その他の事情で通話内容が不明りょうな場合、又は相手局が手書き受信をしている際は、送話を数語ずつ区切り、若しくは反復するなど、相手局の受信を容易にさせるよう務めなければならない。
- (4) 通信に従事した者が、通信運用上知り得た他人の通信の秘密は、これを漏らしてはならない。

第 2 章 同報通信の運用

(通信事項)

第 4 条 同報通信による通信事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、火災等の非常事態に関する事項
- (2) 人命その他特に緊急を要すると認められる事項
- (3) 町の行政情報に関する事項
- (4) 町以外の公共団体及び国の行政情報に関する事項
- (5) 行政区等の行事に関する事項で、町長が特に必要と認めるもの
- (6) その他町長が特に必要と認める事項

(運用時間)

第 5 条 前条に規定する同報通信の通信事項のうち第 3 号から第 6 号に規定する事項で、時刻を定めて通信を行うことが適当と認められるものについては、運営規程第 11 条の規定にかかわらず午前 7 時 15 分及び午後 7 時 15 分から所要の間、通信を行うものとする。

(同報通信の方法)

第 6 条 同報通信は、運営規程第 3 条に規定するすべての子局に対して同時に一括して行う一斉通信、行政区又は学校区ごとの特定地域ごとに行う通信及び議会議員、区長、消防団員若しくは町職員又は町施設の特定のものに対して行う通信とする。

2 前項の通信の設定時には、運営規程別表第 2 に規定する呼出名称を使用するものとする。

(担当)

第7条 運営規程第5条の規定にかかわらず第5条に規定する通信（以下「定時通信」という。）については、地域協働部地域振興課が担当する。

2 丹羽消防署に設置した同報通信に係る遠隔制御器の運用に当たっては、町と丹羽広域事務組合消防本部との間において無線放送施設運用に関する協定書を締結の上、当該協定書の定めるところにより丹羽消防署が担当する。

（定時通信）

第8条 定時通信により行政情報を通信しようとする課長等（大口町事務分掌規則（平成21年大口町規則第1号）第4条第1項に規定する課長、大口町選挙管理委員会規程（昭和49年大口町選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項に規定する書記長、大口町教育委員会事務局組織規則（平成21年教委規則第1号）第4条第1項に規定する課長、大口町会計管理者の補助組織設置規則（平成21年大口町規則第1号）第3条第1項に規定する室長、大口町議会事務局処務規程（昭和61年大口町議会訓令第1号）第3条第1項に規定する事務局長及び大口町監査委員事務局規程（平成12年監委訓令第1号）第2条第1項に規定する事務局長をいう。）は、通信を行おうとする日の2日前までに定時通信依頼票（様式第1）に通信文案を添付して、地域振興課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 定時通信により第4条第4号及び第5号に規定する事項の通信を希望する者は、通信を希望する日の2日前までに、通信文案を町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第9条 地域振興課長は、提出を受けた通信文案が第4条第3号から第6号までに規定する通信事項であるかどうかを審査の上、通信の適否を決定するものとする。

2 通信の実施が適当でないと判断した通信文案については、地域振興課長は当該通信文案による通信を依頼した者と通信文案の修正について協議を行い、通信の適否を決定するものとする。

（定時通信以外の通信）

第10条 定時通信以外の通信により、第4条各号に規定する事項を通信しようとする者は、通信文案について町民安全課長と協議しなければならない。

2 前条の規定は、前項の協議を受けた場合の町民安全課長の職務について準用する。この場合において、「第9条第3号から第6号まで」とあるのは「第9条各号」と、「地域振興課長」とあるのは「町民安全課長」と読み替えるものとする。

第11条 定時通信以外の通信で、連絡設定の時刻が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する大口町の休日に当たる場合（第5条に規定する場合を除く。）は、大口町当直規程（昭和51年大口町訓令第2号）第3条第1項又は第2項に規定する者が、町民安全課長の指示に基づき該当通信を行うものとする。

（公聴）

第12条 町長は、定時通信の運用について、アンケートその他の方法により町民から直接意見を聴取し、当該通信の運営の改善に努めるものとする。

第3章 管理

（試験電波発射の方法）

第13条 無線局から試験電波を発射するときは、原則として次の用語及び方法によらなければならない。

- (1) こちらは、「自局の呼出名称」 1回
- (2) 只今、試験電波発射中 1回
- (3) 本日は晴天なり 数回反復
- (4) 何処でしょうか（必要により挿入） 1回

2 試験電波の発射は、緊急修理を要する場合を除き、連続して5分以上発射してはならず、また通常

の場合、通話の閑散時を選んで行わなければならない。

(機器等の日常点検)

第14条 主任者等は、日常次に掲げる事項を励行し、無線局の運用を常に維持するよう努めなければならない。

(1) 無線機は、毎日1回は試験通話を行って、動作状態を確かめる。(普通通話はこれを試験通話に替えることができる。)

(2) 非常用発電機は、毎月1回、定期的に試験運転を行って異常の有無を点検する。

(3) 機器周辺の防水防塵に留意し、毎月1回は無線機の点検及び清掃を行う。

(4) 予備部品類及び機器取扱説明書類の適正な保管に留意し、毎月1回は数量点検を行う。

2 機器の故障及び異常並びに回線障害その他混信妨害等通信運用に支障をきたす事故を認めた際は、速やかに地域協働部町民安全課へ報告して指示を受けなければならない。

(定期点検)

第15条 管理者は、毎年2回以上、計画的に機器の定期点検を行わせて、障害を未然に防止するよう配慮しなければならない。

2 定期点検を行うには正確を旨とし、かつ、作業を実施するときは、できるだけ通信の閑散時を選ぶよう留意するものとする。

(故障修理)

第16条 主任者等は、通信の不能又は不良の状態を認め、若しくは申告を受けたときは、機器の管理上あるいは通信操作上のミスでないことを確かめたうえで、報告その他適切な措置をとるよう留意しなければならない。

2 故障修理は迅速を旨とし、修理時の配意その他の措置は、災害時の緊急修理の場合を除き、前条第2項に準ずるものとする。

(点検簿等への記録)

第17条 第14条第1項に規定する点検を行ったときは、各宰領局主任者等は、必要な事項を無線機保全点検簿(様式第2)に記載しなければならない。

2 第14条第1項第2号に規定する点検を行ったときは、愛知県防災行政用無線局運営要綱第5号様式(その2)で規定し、記載するものに替えるものとする。

(その他の報告)

第18条 主任者等は、運営規程及び前各条で定める事項のほか、次の場合には、速やかに統制管理者へ報告して指示をうけなければならない。

(1) 電波法に違反して運用している不法無線局を認めたとき。

(2) その他通信運用上必要と認めたとき。

(発電機の運転)

第19条 町民安全課の主任者等は、庁舎の停電が1時間以上に及ぶと予想される場合は、自発的に非常用発電機を起動して、常に無線電源の適正維持をはかるよう努めなければならない。

(電気通信監理局提出書類に処理)

第20条 無線局等の設置、変更及び無線従事者の選解任届並びに日誌抄録、非常通信の届出、その他郵政大臣へ提出する書類の作成及び施行は、すべて町民安全課で行う。

(無線業務日誌の記載等)

第21条 無線業務日誌(様式第3及び様式第4。以下「日誌」という。)の記載にあたっては、次の諸点に留意しなければならない。

(1) 通信回線は、通話の都度記録する。

(2) 通信状態欄には、回線状態が不良の場合のみ、「感度不良」又は「混信大」などと記入する。ただし、混信局の局名又は通話内容が明確に聴取できる場合は、その概要及び被混信時間その他必要な事項を記載又は録音するなどの措置をとっておくものとする。

(3) 故障修理並びに非常通信及び同通信訓練を行ったとき、並びに不法無線局を認めたときは、その要点を所定欄に記入する。

2 日誌は、通信の有無にかかわらず毎日記載するものとし、各主管課の主任者は、毎週末に日誌を町民安全課に提出する。

3 町民安全課の主任は、前項により提出され日誌を毎年の1月1日から12月31日までを1冊として編集し、使用后2年間保存しなければならない。

(備付け書類)

第22条 無線局等には、法定書類のほか、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

(1) 運営規程及び同取扱要綱 無線局開設中保存

(2) 無線局運用関係書類及び無線関係報告控 同 上

(3) 無線機保全点検簿(様式第2) 同 上

(4) 機器の取扱説明書及び試験(検査)成績書 同 上

附 則(昭和56年5月1日 大口町要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年5月20日から適用する。

附 則(昭和62年2月23日 大口町訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。

附 則(平成4年3月31日 大口町訓令第7号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月1日 大口町訓令第39号)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。ただし、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の改正規程は、平成5年4月1日から、第10条の改正規定は、平成5年11月1日から適用する。

附 則(平成7年10月23日 大口町訓令第3号)

この訓令は、平成7年10月23日から施行する。

附 則(平成8年4月26日 大口町訓令第11号)

この訓令は、平成8年4月26日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱の規定は、平成5年10月18日から適用する。

附 則(平成9年3月26日 大口町訓令第16号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月16日 大口町訓令第19号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月27日 大口町訓令第43号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日 大口町訓令第5号)

この要綱は、告示の日から施行する。

S3-08 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができない、又はこれを利用することが著しく困難である場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- 人命の救助に関するもの。
- 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- 遭難者保護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- 電力施設の修理復旧に関するもの。
- 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

イ 非常通信の発受

- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関から依頼に応じ発受する。
- 無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

- 非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。
- 依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。

- 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。
 - ・電報形式又は文書形式
 - ・通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内
 - ・宛先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載
 - ・本文の末尾に、発信人名を記載

・用紙の余白に「非常」と記載し、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載

- 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならない。
- 利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。
- 非常通報はなるべく無料として取り扱う。
- 通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介する場合、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とする場合は、その費用を補償しなければならない。
- 利用する無線局とあらかじめ協議しておく。

S3-09 伝達の対象となる被害と伝達内容

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	F3-02-01～03 によること
人、住家被害等	人的被害	F3-02-01-04 によること
	避難状況、救護所開設状況	F3-02-01-05 によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・防砂被害	F3-02-01-06 によること — 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

- 第1報 (様式編 F3-02-01 参照)
- 災害発生直後の状況 (様式編 F3-02-02 参照)
- 災害発生状況等 (速報・確定) (様式編 F3-02-03 参照)
- 人的被害 (様式編 F3-02-04 参照)
- 避難状況・救護所開設状況 (様式編 F3-02-05 参照)
- 公共施設被害 (様式編 F3-02-06 参照)
- ※ 被害認定基準 (資料編 S3-29 参照)

S3-10 愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先

区分		第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		
	NTT	庁舎代表		052-961-7211	庁舎代表	052-961-7211
		防災	内線	2436、2437	内線	2901、2428
			直通	052-961-1474	直通	052-973-4595 (FAX 兼用)
		消防	内線	2432、2438		
			直通	052-961-1464		
		保安	内線	2433 ~ 2435		
	直通		052-961-1519			
	NTTFAX	052-951-9106		直通	052-973-4595 (電話兼用)	
	防災行政無線	防災	602-1101、2436、2437		総括班	602-2901
消防		602-2432、2438		総務班	602-1100	
保安		602-2433~2435		情報班	602-1102、2428	
					602-1105、1106	
				緊急物資班	602-2296	
				支援班	602-1107	
				県民相談	602-2211、2271、 2313、2522、2602、2803	
(FAX)	602-1150		602-1151			
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT	庁舎代表				052-961-7211
		直通				052-961-1474
	NTTFAX	052-951-9106				
	防災行政無線	602-1101、2436、2437				
(FAX)	602-1150					

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

S3-11 消防庁への連絡先

区分	平常時	夜間・休日時
NTT (FAX)	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線 (FAX)	7527 7537	7782 7789
地域衛星通信ネットワーク (FAX)	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789

S3-12 災害対策基本法施行令第18条

(派遣職員の給与等)

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条及び第十九条の七第一項

二 人事院規則九一七（俸給等の支給）第七条

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第三項及び第十八条の二第一項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の三第四項

五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条及び第五条

六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項、第六条の四第一項及び第七条第四項

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項

4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。

一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条、第十二条、第十二条の二第一項、第十三条第一項及び第八項、第十五条、第十八条並びに第二十二條第一項及び第二項

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する前号に掲げる規定

三 国家公務員退職手当法第五条第一項第四号

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第三項

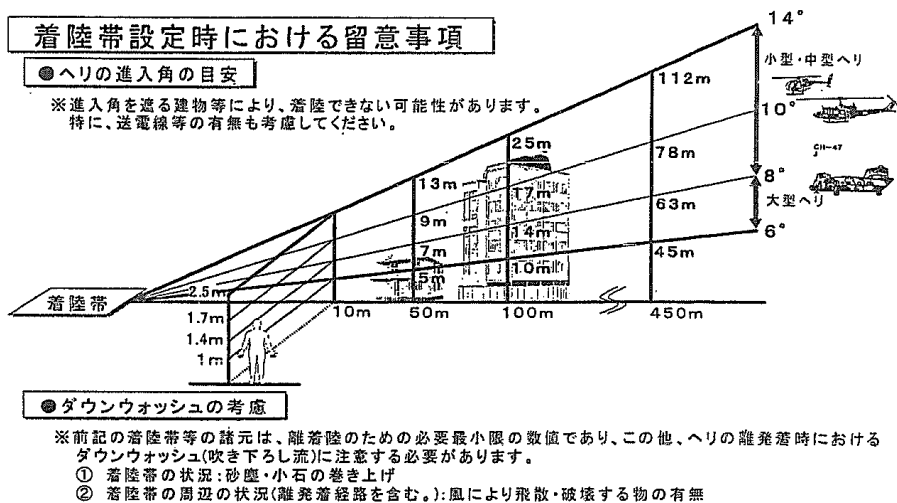
五 国家公務員共済組合法第八十二条第二項、第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十九条第二項

- 5 派遣職員の国家公務員災害補償法第四条第一項（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものを、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。
- 6 派遣職員の地方自治法第二百四条第二項のへき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び農林漁業普及指導手当又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるこれらに相当するものの支給額の算定の基礎となる給与については、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給する俸給（俸給の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものを、派遣を受けた都道府県若しくは市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給すべき給料、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものとみなす。
- 7 派遣職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当又はこれらに相当するものの支給については、国の職員としての勤務に係る地域の支給地域の区分又は官署の級別区分に応じ、これを行うものとする。
- 8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

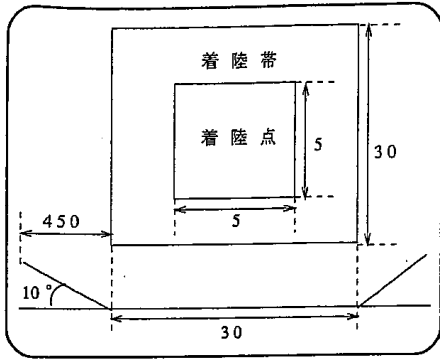
S3-13 自衛隊災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

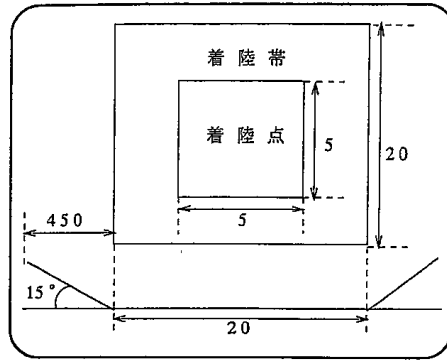
ヘリポート用地の基準



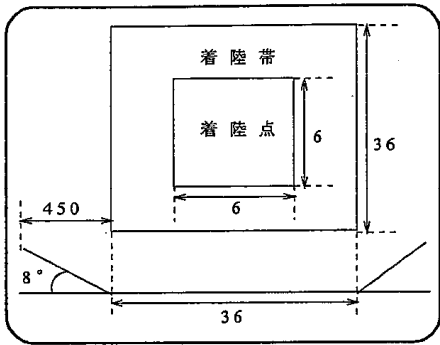
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



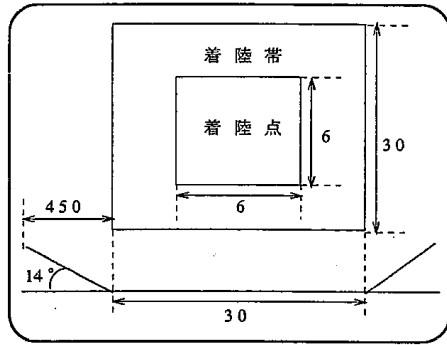
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



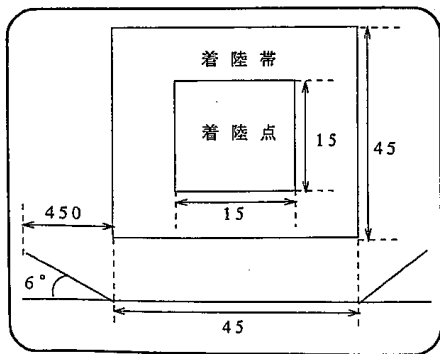
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



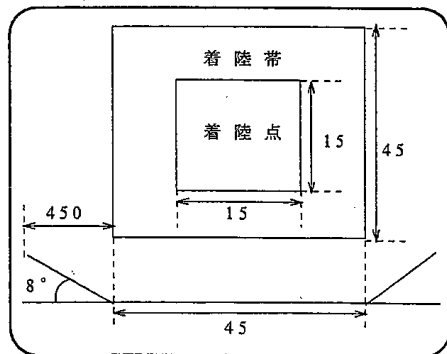
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》



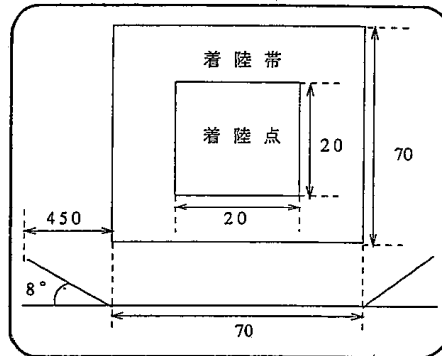
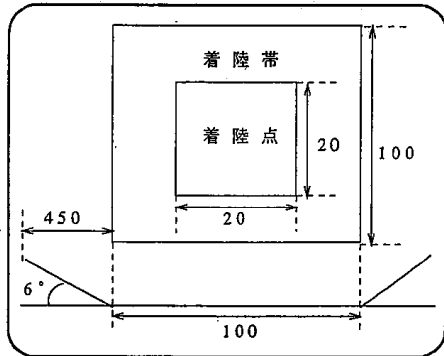
(c-2) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



(単位: m)

(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》

(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《応急》

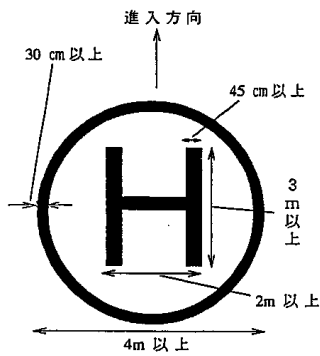


(単位：m)

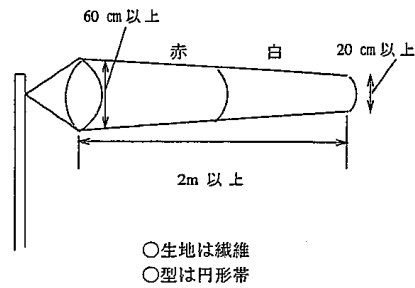
(イ) 受入時の準備

- a 離着陸地点には、下記基準㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(a) ㊦記号の基準



(b) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

- b ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

S3-15 避難に関する留意事項

ア 避難準備

避難の準備について、あらかじめ次の事項を周知徹底する。

- 避難に際して、必ず火気等の始末を完全に行う。
- 大雨又は台風期には、災害に備えて家屋を補強する。
- 事業所等は、浸水その他の被害による油脂等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- 避難者は、ある程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、照明器具及び救急医薬品等を携行する。
- 避難者はできるだけ氏名票を準備する。
- 避難に際しては、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 貴重品以外の持ち物は持ち出さない。
- 病院、保育園等多数の患者、乳幼児等を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、役場、消防署、警察署等との連絡を密にする。

イ 避難の誘導

- 誘導は、町職員、消防職団員及び警察官等が行う。
- できるだけ各自主防災会等の集団避難を行う。
- 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼等の避難を優先する。
- 要配慮者の情報把握について、社会福祉施設、民生員や地域住民と連携して行う。
- 誘導経路について、事前に検討し、その安全を確認する。危険箇所には表示、縄張り等を行い、要所に誘導員を配置する。
- 夜間の避難の場合は、照明を用意し、浸水地等には、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期する。

愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法第30条(昭和22年法律第226号)第2項に基づき、愛知県内の市町村および消防事務に関する一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛知県知事 神田 真 秋

大口町長 酒 井 鉄

S3-17 保有車両

区 分	車 名	車 番	年 式
1号車(クラウン)	トヨタ	尾張小牧 300 ゆ 66-52	平成16年
2号車(プリウス)	トヨタ	尾張小牧 59 み 46-93	平成7年
中型バス	三菱	尾張小牧 200 は 11	平成10年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 301 た 27-24	平成17年
消防指揮車	トヨタ	尾張小牧 800 せ 27-40	平成24年
消防指令車	ニッサン	尾張小牧 800 さ 97-98	平成13年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 た 50	平成12年
アルト1	スズキ	尾張小牧 40 ま 10-94	平成10年
アルト2	スズキ	尾張小牧 40 む 47-45	平成12年
交通パトロール車	トヨタ	尾張小牧 59 む 9-22	平成7年
日赤救護車	トヨタ	尾張小牧 501 つ 39-77	平成15年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 す 8-30	平成10年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-03	平成10年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-04	平成10年
プロボックス1	トヨタ	尾張小牧 400 て 86-99	平成19年
プロボックス2	トヨタ	尾張小牧 400 と 19-11	平成20年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 ち 50	平成12年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧 40 ゆ 60-80	平成16年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 せ 46-07	平成13年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 て 71-30	平成19年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 40-54	平成22年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 41-15	平成22年
コロナ	トヨタ	尾張小牧 500 つ 62-55	平成11年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 100 す 93-25	平成19年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧 40 ま 10-95	平成10年
エブリイ2	スズキ	尾張小牧 480 え 5-91	平成20年
ヴィッツ	トヨタ	尾張小牧 502 は 29-01	平成23年
プロボックス青パト	トヨタ	尾張小牧 502 は 1-97	平成23年
スクラム	マツダ	尾張小牧 480 き 8-32	平成23年
給食センタートラック1号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-22	平成15年
給食センタートラック2号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-23	平成15年
フォークリフト			

S3-18 水防施設設備

倉庫名			大口	
所在地			丹羽郡大口町下小口	
対象河川			五条川	
担当分団			大口	
主 要 機 材	杭木 (4~3m) (本)	200	ポリシート (3.6m×1.8m) (枚)	18
	杭木 (2m) (本)	100	縄 (玉)	5
	杭木 (1.5mその他) (本)	300	PP ロープ (太) (巻)	9
	鋼管杭 (1.5m) (本)	30	PP ロープ (細) (巻)	6
	鉄杭 (1.2m) (本)	200	鉄線 (kg)	80
	ビニール袋 (枚)	10,000	ビニールパイプ (本)	80
	ポリシート (5.4m×7.2m) (枚)	20	ビニール布 (1.5m巾) (m)	100
	ポリシート (3.6m×5.4m) (枚)	14		
主 要 器 材	たこ槌 (丁)	5	かなづち (丁)	2
	掛矢 (丁)	10	縄通し (本)	6
	シャベル (丁)	40	鉄線切り (丁)	2
	鋸 (丁)	5	シノ (本)	5
	斧 (丁)	5	かけ樋 (本)	2
	ペンチ (丁)	4	照明具 (台)	2
	鉋 (丁)	2	一輪車 (台)	2
	鎌 (丁)	20	足場板 (枚)	5
	木鋏 (丁)	2	バリケード (A型) (台)	20
	箕 (丁)	5	カラーコーン (ヘッド・バー) (組)	10
	つるはし (丁)	3	救命浮環 (個)	1
	ハンマー (丁)	5		

大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則

平成8年3月14日

大口町排水設備指定工事店協会

会 長 住所 愛知県丹羽郡大口町大字余野字寺浦221番地
氏名 丸周建設株式会社
代表取締役 近藤重義

副会長 住所 愛知県丹羽郡大口町大字小口字馬場85番地
氏名 株式会社 丸広水道
代表取締役 廣瀬重朝

(基本姿勢)

第1条 大口町排水設備指定工事店協会（以下「協会」という。）は、地震、火災その他の災害により下水道施設に被害が発生し又は発生したと想定される場合で、大口町から被害の調査、応急復旧等について協力の要請があったときは、会員の総力を挙げてこれに協力するものとする。

(調達)

第2条 会長は、大口町から協力の要請があったときは、ただちにその要請内容を会員に周知し、協力参加可能人員、機材を調査して大口町に報告するものとする。

2 会長は、前項の調査の結果不足するものが有るときは、会員以外の会社で調達可能量を調査し、その協力を得て必要量を確保し大口町に報告するものとする。

3 災害発生時に大口町から直接協力の要請を受けた会員は、災害の概要、協力要請の概要を協会に報告するものとする。

(協力参加者への支援)

第3条 会員は、協力の要請に応じて災害調査又は応急復旧等に参加する会員等が希望するときは、宿泊、駐車場その他必要な施設の斡旋をする等、会員等の現地活動を支援するものとする。

(工期延長要請)

第4条 会長は、災害の規模が大きくかつ緊急を要する場合で、協力の要請に応じるため必要があると認めるときは、会員の了承を得た後、当該会員が現に施工中の業務または工事について、当該業務または工事の発注者に対し協力を要する期間に限り、工期の延長を要請することができる。

(結果の報告)

第5条 災害調査、応急復旧に協力した会員は、当該参加が終了したときは、参加の概要ならびに協会が今後災害復旧協力を行う場合の参考になると思われる事項について会長が報告するものとし、会長はこれを大口町に報告するものとする。

大口町排水設備指定工事店一覧

指定工事店名	所在地	電話番号
(株)村瀬組	大口町奈良子三丁目122番地	0587-95-0022
中日保安設備(株)	大口町外坪一丁目43番地の1	0587-95-1284
(有)マルイチ吉田水道	大口町余野三丁目474番地	0587-95-2230
(株)丸広水道店	大口町大字小口字馬場85番地	0587-95-2910
(有)尾張水道サービス	大口町秋田三丁目400番地	0587-95-6965
(有)吉田設備	大口町余野二丁目85番地	0587-95-3004
(有)新栄設備	大口町丸二丁目5番地	0587-95-2573
(株)前田グリーンサービスエンジニア	大口町大御堂一丁目190番地	0587-95-1045
丸周建設(株)	大口町大字余野字寺浦221番地	0587-95-2263
山幸建設(株)	大口町余野五丁目133番地	0587-95-6892
熊沢建設(株)	大口町河北二丁目105番地	0587-95-6944
(株)社本総合建設	大口町堀尾跡二丁目62番地	0587-95-1757
(資)井戸栄工業	扶桑町大字柏森字中屋敷180番地	0587-93-2114
(有)大竹水道工事店	扶桑町大字小淵1189番地	0587-93-1411
北折水道工業所	扶桑町大字小淵1145番地	0587-93-1086
千田水道(株)	扶桑町大字高雄字畑尻101番地	0587-93-2273
(株)倉衛工業	江南市古知野町北屋敷111番地	0587-54-4356
(株)新栄工業	犬山市大字犬山字下蓮池9番地の2	0568-61-1844

大規模災害が発生した場合

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・加入電話・衛星通信・移動無線等の施設を利用する。

(3) 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲内に対し、送電遮断の適切な危険防止措置を講ずる。

(4) 要員及び資機材等の確保

発生後、復旧要員及び復旧資機材を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(5) 広報体制

ア 需要家に対する広報

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報車、テレビ、ラジオ等の広報機関その他を通じて広報する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災関係へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(6) 優先的に復旧する設備、施設

ア 人命にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

甚大な大規模災害が発生した場合

大規模災害が発生し、電力供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への電力の供給を停止して火災、爆発など二次災害防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは、可能な限り電力の供給を継続する。

大規模災害が発生した場合

(1) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(2) ガスの供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止（個別遮断）を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては低圧ブロック単位での供給停止を行う。

必要に応じて、付近住民に避難するように警告する。

(3) 緊急動員

災害発生後の緊急動員については、各社において災害対策規程等に定める動員体制をとるものとする。

(4) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道関係を通じて呼びかける。

甚大な大規模災害が発生した場合

(1) ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 救援隊の受入れ

社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

プロパンガス災害対策に関する業務協約

(目的)

第1条 犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、西春日井郡東部消防組合、西春日井郡西部消防組合、丹羽消防組合の消防本部（以下「消防本部」という。）と（社）愛知県プロパンガス協会尾張中支部（以下「尾張中支部」という。）は、区域内のプロパンガスの漏洩に起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）対策のため業務協約を締結し、災害を未然に防止するとともに災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的とする。

(区域)

第2条 本協約の区域は、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、西春日井郡及び丹羽郡の区域とする。

(災害の防止活動)

第3条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 各消防本部及び尾張中支部は、災害の防止と必要な情報交換又は所要事項を協議するため連絡会議を開催するものとする。
- (2) 尾張中支部は、各消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする
- (3) 各消防本部及び尾張中支部は、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- (4) 各消防本部及び尾張中支部は、それぞれの関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

(災害防衛活動)

第4条 災害を防衛するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 各消防本部及び尾張中支部は、災害の発生又は発生の恐れのある事態を覚知したときは、別表に定める通報及び連絡体制により速やかに連絡通報を行うものとする。
- (2) 尾張中支部は、災害発生時における緊急出動体制及び応急体制を確立し、あらかじめその計画を各消防本部に通知しておくものとする。
- (3) 災害現場におけるガスの遮断措置は、尾張中支部が実施するものとする。
ただし、各消防隊が尾張中支部に先行して火災現場へ到着し、大規模な災害が発生した場合又は予測される場合においては、各消防隊がガス遮断等措置を実施することができるものとする。
- (4) 各消防本部又は尾張中支部が前号の規定に基づいて、ガスの遮断等措置を実施した場合は、速やかに相互に連絡するものとする。
- (5) ガスの遮断等措置後における復旧作業は、尾張中支部が実施するものとする。
- (6) 尾張中支部は、各消防本部が設置する現場本部と緊密な連携を保つとともに関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協議)

第5条 この協約の運用に係る細目事項については、各消防本部及び尾張中支部の両者が協議して定めるものとする。

附 則

この協約の成立を証するため、本書 8 通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

昭和 6 1 年 4 月 1 0 日

西春日井郡東部消防組合消防本部
消防長

西春日井郡西部消防組合消防本部
消防長

丹羽消防組合消防本部
消防長

(社) 愛知県プロパンガス協会尾張中支部
支部長

犬山市消防本部
消防長

江南市消防本部
消防長

小牧市消防本部
消防長

岩倉市消防本部
消防長

大規模災害が発生した場合

(1) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

(2) 応急復旧作業

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

(3) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等についてチラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

甚大な大規模災害が発生した場合

(1) 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害の恐れがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

災害救助法施行細則（抜粋）

昭和40年10月29日
愛知県規則第60号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第2条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事はこれによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

S3-25 災害救助法の適用基準

(1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 法による救助の安否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

- ア 被害世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。

(ア) 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

(イ) 被災世帯数が(ア)の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市(区)町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(ウ) 被害世帯が(ア)又は(イ)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあったとき。

(エ) 市(区)町村の被害が(ア)(イ)及び(ウ)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水または土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯を持ってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例

えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受ける恐れが生じたときは、厚生労働大臣に協議して災害救助法を適用する。

別表第1条（第5条関係）

救助の種類等		救助の程度及び方法		費用の種類及び限度額		救助の期間	
救助の種類等		救助の対象及び方法		費用の種類及び限度額		救助の期間	
収容施設の 供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。 	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人当たり300円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>			
	応急仮設住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅には、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。 2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 3 高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することである。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,387,000円以内とする。 2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。 	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項の規定による期限内（2年以内）とする。</p>			
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。 2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。 	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>			
	飲料水の供給	<p>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p>	<p>飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>			

救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,300円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,300円</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,800円</td> <td>51,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,300円</td> <td>60,400円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,800円</td> <td>75,900円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額</td> <td>75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	17,300円	28,600円	2人世帯	22,300円	37,000円	3人世帯	32,800円	51,600円	4人世帯	39,300円	60,400円	5人世帯	49,800円	75,900円	6人世帯以上	49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
			季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																				
1人世帯	17,300円	28,600円																							
2人世帯	22,300円	37,000円																							
3人世帯	32,800円	51,600円																							
4人世帯	39,300円	60,400円																							
5人世帯	49,800円	75,900円																							
6人世帯以上	49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額																							
(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により損害を受けた世帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,600円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,600円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,400円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>13,800円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,500円</td> <td>25,400円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額</td> <td>25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	5,600円	9,100円	2人世帯	7,600円	12,000円	3人世帯	11,400円	16,900円	4人世帯	13,800円	20,000円	5人世帯	17,500円	25,400円	6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額			
季別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																							
1人世帯	5,600円	9,100円																							
2人世帯	7,600円	12,000円																							
3人世帯	11,400円	16,900円																							
4人世帯	13,800円	20,000円																							
5人世帯	17,500円	25,400円																							
6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額																							
医療及び助産	医療	1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。))を	医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 (3) 施術者による場合 協定料金の額	医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。																					

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護		
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のための助産のみちを失った者に対して行うものとする。 2 助産は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額	助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
災害にかかった者の救出	災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
災害にかかった住宅の応急修理	1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。 2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。	災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり520,000円内とする。	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件(1世帯)当たり生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条例は次のとおりとする。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人1人	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書(教科書の発行に関	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人当たり 4,400円 高等学校等生徒1人当たり 4,800円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	<p>する臨時措置法(昭和23年法律第123号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具 (3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12才以上の者 1人当たり 201,000円</p> <p>満12歳未満の者 1人当たり 160,800円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検索</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用1体当たり3,300円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,000円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(3) 検索のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	
障害物の除去	<p>障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 遺体の搜索の場合 (7) 死体の処理の場合</p>	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

S3-26 応急仮設住宅の建設方法

ア 建設用地の確保

- 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、町の公有地を選定する

イ 建物の規模及び費用

- 災害救助法施行細則に定める基準
- 世帯の構成人数、資材の調達状況等により基準運用が困難な場合、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用を追加できる

ウ 建設時期

- 災害発生から 20 日以内に着工
- 大規模災害等の事由により期間内に着工できない場合、事前に厚生労働大臣の承認を受け、必要最小限の期間を延長する

エ 供与期間

- 仮設住宅完成の日から 2 年間

S3-27 障害物の除去

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が、次のような当面の日常生活に欠くことのできない部分に運び込まれ、日常生活を営むことができない状態にある住家

- ・居室
- ・炊事場
- ・トイレ
- ・玄関 等

イ 除去の範囲

前項のような、当面の日常生活に欠くことのできない部分

ウ 除去の費用

災害救助法施行細則に定める範囲内

エ 除去の期間

災害発生から 10 日以内に完了する

交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する

オ 除去の方法

町担当課が直接実施

建築業者、土木業者に請負わせて実施

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去が困難な者

キ 他市町村又は県に対する応援要求

町が、障害物の除去を自ら行うことが困難な場合、他市町村又は県へ次の応援を要求する。

- ・ 障害物の除去の実施
- ・ 除去に要する要員及び資機材

S3-28 被災住宅の応急修理

ア 修理の対象住家

- 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家

イ 修理の範囲

- 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分

ウ 修理の費用

- 災害救助法施行細則に定める範囲内

エ 修理の期間

- 災害発生から1か月以内に完了
- 交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理が出来ない場合、事前に厚生労働大臣の総意を得て、必要最小限の期間を延長する

オ 修理の方法

- 応急仮設住宅の建設方法に準じ、現物給付で実施

カ 給付対象者の範囲

- 半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、次に該当する者
 - ・自らの資力では修理を行うことができない者
 - ・災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重症) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽症) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 母屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付着しているものは切半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則として寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(「ここでいう「損壊」とは、住家が被害により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のた	

被害区分		認定基準	
		い積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
他の	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	災害による通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		
罹災者	罹災世帯の構成員とする。		
公立文教施設	公立の文教施設をいう。		
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（第25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設		

被害区分		認定基準
		設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道及び公園とする。
その他公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた個所数とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大村秀章	愛知県流域下水道管理者	愛知県知事 大村秀章
名古屋市長 河村たかし	名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者	小林寛司
豊橋市長 佐原光一	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	石黒拓夫
岡崎市長 内田康宏	岡崎市公共下水道管理者	岡崎市長 内田康宏
一宮市長 谷一夫	一宮市水道事業等管理者	飯田正明
瀬戸市長 増岡錦也	瀬戸市公共下水道管理者	瀬戸市長 増岡錦也
半田市長 榊原純夫	半田市公共下水道管理者	半田市長 榊原純夫
春日井市長 伊藤太	春日井市公共下水道管理者	春日井市長 伊藤太
豊川市長 山脇実	豊川市公共下水道管理者	豊川市長 山脇実
津島市長 伊藤文郎	津島市下水道事業	津島市長 伊藤文郎
碧南市長 禰亘田 政信	碧南市公共下水道管理者	碧南市長 禰亘田政信
刈谷市長 竹中良則	刈谷市公共下水道管理者	刈谷市長 竹中良則
豊田市長 太田稔彦	豊田市事業管理者	横地清明
安城市市長 神谷学	安城市公共下水道管理者	安城市市長 神谷学
西尾市長 榊原康正	西尾市公共下水道管理者	西尾市長 榊原康正
蒲郡市長 稲葉正吉	蒲郡市公共下水道管理者	蒲郡市長 稲葉正吉
犬山市市長 田中志典	犬山市公共下水道管理者	犬山市市長 田中志典
常滑市長 片岡憲彦	常滑市公共下水道管理者	常滑市長 片岡憲彦
江南市長 堀元	江南市公共下水道管理者	江南市長 堀元
小牧市長 山下史守朗	小牧市公共下水道管理者	小牧市長 山下史守朗
稲沢市長 大野紀明	稲沢市公共下水道管理者	稲沢市長 大野紀明
新城市市長 穂積亮次	新城市公共下水道管理者	新城市市長 穂積亮次
東海市長 鈴木淳雄	東海市公共下水道管理者	東海市長 鈴木淳雄
大府市長 久野孝保	大府市公共下水道管理者	大府市長 久野孝保
知多市長 宮島壽男	知多市公共下水道管理者	知多市長 宮島壽男
知立市長 林郁夫	知立市公共下水道管理者	知立市長 林郁夫
尾張旭市長 水野義則	尾張旭市公共下水道管理者	尾張旭市長 水野義則
高浜市長 吉岡初浩	高浜市公共下水道管理者	高浜市長 吉岡初浩
岩倉市長 片岡恵一	岩倉市公共下水道管理者	岩倉市長 片岡恵一
豊明市長 石川英明	豊明市公共下水道管理者	豊明市長 石川英明
日進市長 萩野幸三	日進市公共下水道管理者	日進市長 萩野幸三
田原市長 鈴木克幸	田原市公共下水道管理者	田原市長 鈴木克幸

愛西市長 日永貴章	愛西市公共下水道管理者	愛西市長 日永貴章
清須市長 加藤静治	清須市公共下水道管理者	清須市長 加藤静治
北名古屋市長 長瀬保	北名古屋市公共下水道管理者	北名古屋市長 長瀬保
弥富市長 服部彰文	弥富市公共下水道管理者	弥富市長 服部彰文
みよし市長 小野田賢治	みよし市公共下水道管理者	みよし市長 小野田賢治
あま市長 村上浩司	あま市公共下水道管理者	あま市長 村上浩司
長久手市長 吉田一平	長久手市公共下水道管理者	長久手市長 吉田一平
東郷町長 川瀬雅喜	東郷町公共下水道管理者	東郷町長 川瀬雅喜
豊山町長 鈴木幸育	豊山町公共下水道管理者	豊山町長 鈴木幸育
大口町長 鈴木雅博	大口町公共下水道管理者	大口町長 鈴木雅博
扶桑町長 江戸満	扶桑町公共下水道管理者	扶桑町長 江戸満
大治町長 村上昌生	大治町公共下水道管理者	大治町長 村上昌生
蟹江町長 横江淳一	蟹江町公共下水道管理者	蟹江町長 横江淳一
飛島村長 久野時男		
阿久比町長 竹内啓二	阿久比町公共下水道管理者	阿久比町長 竹内啓二
東浦町長 神谷明彦	東浦町公共下水道管理者	東浦町長 神谷明彦
南知多町長 石黒和彦		
美浜町長 山下治夫		
武豊町長 靱山芳輝	武豊町公共下水道管理者	武豊町長 靱山芳輝
幸田町長 大須賀一誠	幸田町公共下水道管理者	幸田町長 大須賀一誠
設楽町長 横山光明		
東栄町長 尾林克時	東栄町公共下水道管理者	東栄町長 尾林克時
豊根村長 伊藤実		
愛北広域事務組合管理者	岩倉市長 片岡恵一	
中部知多衛生組合管理者	常滑市長 片岡憲彦	
東部知多衛生組合管理者	大府市長 久野孝保	
衣浦衛生組合管理者	高浜市長 吉岡初浩	
常滑武豊衛生組合管理者	武豊町長 靱山芳輝	
蒲郡市幸田町衛生組合管理者	蒲郡市長 稲葉正吉	
逢妻衛生処理組合管理者	豊田市長 太田稔彦	
西知多医療厚生組合管理者	東海市長 鈴木淳雄	
尾張東部衛生組合管理者	瀬戸市長 増岡錦也	
海部地区環境事務組合管理者	蟹江町長 横江淳一	
小牧岩倉衛生組合管理者	小牧市長 山下史守朗	
知多南部衛生組合管理者	南知多町長 石黒和彦	
尾張旭市長久手市衛生組合管理者	尾張旭市長 水野義則	
刈谷知立環境組合管理者	刈谷市長 竹中良則	
江南丹羽環境管理組合管理者	江南市長 堀元	
北設広域事務組合管理者	設楽町長 横山光明	
北名古屋衛生組合管理者	北名古屋市長 長瀬保	
尾三衛生組合管理者	東郷町長 川瀬雅喜	
日東衛生組合管理者	日進市長 萩野幸三	
五条広域事務組合管理者	あま市長 村上浩司	
知多南部広域環境組合管理者	半田市長 榊原純夫	

航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の 連絡調整に関する協定書（小牧基地関係）

自衛隊の航空機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整について、航空自衛隊小牧基地司令（以下「甲」という。）と大口町長（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び救難活動（事故現場住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、消火活動等）を的確かつ、迅速に実施するため、甲乙相互の連絡調整体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、大口町内に発生した自衛隊の航空機の事故に関して適用する。

（連絡責任者の設置）

第3条 甲及び乙は、事故通報、救難活動を迅速円滑に実施するため、次のとおり連絡責任者を置く。

機関	区分	担当部課	連絡責任者	電話番号
甲 （小牧基地）	勤務時間内	第5術科学校 教務課	訓練班長	0568-76-2191 （内線273、274）
	勤務時間外	基地当直室	基地当直幹部	0568-76-2191 （内線225、525）
	指揮所 開設時	救難指揮所	運用係	0568-76-2191 （内線273、250）
乙 （大口町）	勤務時間内	地域協働部 町民安全課	町民安全課長	0587-95-1111 （内線110番）
	勤務時間外		宿日直 担当者	0587-95-1111

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があつた場合、速やかに相互に通報するものとする。

（事故発生の通報）

第4条 甲は、大口町内において航空事故が発生した場合、乙に対して速やかに次の事項のうち判明した事項について通報し必要な支援を要請する。

- (1) 航空事故発生場所、時刻
- (2) 機種、機数、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無
- (3) 事故現場の状況
- (4) その他緊急に連絡すべき事項

2 乙は、前項以外で航空事故情報を知った場合、速やかに前項に準じて甲に対して通報するもの。

（救難活動の実施）

第5条 甲は、航空事故情報を受領後直ちに小牧基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動を実施するものとする。

2 乙は、航空事故の発生を知った場合直ちに救難活動を実施する。ただし、甲の事故現場到着以降は、

甲乙調整を図り分担区分を定めて行うものとする。

3 甲は、甲の救難隊が救難活動を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

(現地連絡所の設置)

第6条 甲は、航空事故が発生した場合、事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲、乙間において協議し処理する。

2 甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議をもつことができる。

3 この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和60年4月25日

甲 航空自衛隊小牧基地司令
藤 井 力

乙 愛知県丹羽郡大口町長
江 口 一 信

航空事故に伴う災害が発生時の連絡調整に関する協定書（岐阜基地関係）

（目的）

第1条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同事故に伴う災害が発生した場合、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動（以下「救難活動等」という。）を的確かつ迅速に実施するための連絡調整体制について必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この協定は、航空自衛隊岐阜基地（以下「甲」という。）と大口町（以下「乙」という。）との間において締結し、大口町内に発生した自衛隊の航空事故に関して適用するものとする。

（事故発生の通報及び救難活動等の要請）

第3条 甲は、大口町内において航空機事故が発生した場合は乙に対して直ちに次の事項について通報するとともに救難活動等に必要な支援を要請するものとする。

通 報 内 容

- (1) 航空機事故発生場所及び時刻
- (2) 航空機の機種、乗員、積載燃料量及び弾薬積載の有無等
- (3) 事故現場の状況
- (4) 救難隊の派遣場所
- (5) その他の緊急連絡すべき事項

2 乙は、前項以外で航空事故情報を知った場合は、直ちに前項に準じて甲に対して通報するものとする。

3 前1、2項の通報先は、別表のとおりとする。

（救難活動等）

第4条 甲は、航空事故情報を受領後直ちに岐阜基地内に航空救難所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救難活動等を行わせるものとする。

2 乙は、航空事故発生を知った場合は、直ちに救難活動等を開始する。ただし、現場連絡開設以後は、甲乙調整を図り分担区分を定めて行うものとする。

3 甲は、甲の救難隊が救難活動等を完了した場合には、その結果について乙に通報するものとする。

（連絡調整要領）

第5条 甲及び乙は、相互に現地連絡所が開設されるまでの間事故現場状況の通報又は事故処理のための調整を行うほか当日の担当者名を確認するものとする。

2 連絡通報先は、原則として別表のとおりとするが、状況により変更する場合は、その都度相互に通報し事後の連絡調整の円滑を図るものとする。

（現地連絡所等）

第6条 甲は、直ちに事故現場に現地連絡所を開設するとともに必要な連絡担当者を配置し、細部の連絡調整に当たらせるものとする。

2 甲は、乙が現地連絡所等を開設し連絡担当者の派遣を要請した場合は、所要の人員を派遣するものとする。

3 乙は、現地連絡所等を開設しない場合は、事故現場の連絡調整を円滑にするため甲の要請により所

要の人員を派遣するものとする。

- 4 事故現場における甲乙相互間の救難活動等に関する細部調整は、各連絡担当者を通じて現地連絡所等で行うものとする。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない必要な事項及び改定の必要がある事項については、その都度甲乙間において協議し処理するものとする。

- 2 甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議を持つことができるものとする。

昭和60年1月18日

甲 航空自衛隊岐阜基地司令 空将 中 澤 誠

乙 愛知県丹羽郡大口町長 江 口 一 信

丹羽消防組合管理者 江 口 一 信

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

昭和 38 年 3 月 25 日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定に基づき、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る、損害補償に関する事項を定めるものとする。

(災害補償)

第 2 条 法第 65 条第 1 項の規定又は同条第 2 項において準用する第 63 条第 2 項の規定により災害に伴う応急措置の業務に従事させられた者が、そのため死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条第 2 項若しくは第 29 条第 5 項（同法第 36 条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 17 条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 23 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣
手当に関する条例

昭和 38 年 3 月 25 日
条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて大口町内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、大口町職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 21 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 22 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分		金 額
公用施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合		日額 3,970 円
その他の施設を利用して滞在した場合	滞在した期間が 30 日以内のとき	日額 6,620 円
	滞在した期間が 30 日を超え 60 日以内のとき	日額 5,870 円
	滞在した期間が 60 日を超えるとき	日額 5,140 円

災害支援協力に関する覚書（郵便局）

大口町（以下「甲」という。）と扶桑郵便局、大口郵便局、大口南郵便局（以下「乙」という。）は、大規模地震その他の災害等により大口町内に生じた被害等の救済及び復旧に対し、大口町地域防災計画等の大口町の計画並びに災害対策基本法、災害救助法、その他関係法令に定めるものの他、必要とする対応等について大口町と扶桑郵便局及び大口町内の郵便局が相互に協力し、対策及び救済活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、大口町内に災害等が発生した場合は、次の事項について相互に協力を要請することができる。この場合、甲にあっては災害対策本部長名で、乙にあっては扶桑郵便局長名で行うものとする。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便物集積場所等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- (3) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報を相互提供すること。
- (4) 乙による避難所及び仮設住宅地等へ必要に応じた臨時郵便差出箱を設置すること。
- (5) その他、お互いに支援、協力できる事項

（対応及び体制等）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による情報の提供及び協力要請を受けたときは、その重要性を考慮し、対応策を講じ、あるいは協力するよう努めなければならない。

2 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換をすると共に、協議により体制等を整備するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く他、甲乙協議により決定した金額を、それぞれ要請した者が負担する。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

（庶務）

第6条 この覚書に関する庶務は、甲にあっては総務部行政課、乙にあっては扶桑郵便局総務課において処理する。

（その他必要事項）

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面4通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自1通保管する。

平成10年3月30日

(甲) 所在地 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
丹羽郡大口町

代表者 大口町長 鈴木 博

(乙) 所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切445
扶桑郵便局

代表者 扶桑郵便局長 堀 場 善 夫

所在地 愛知県丹羽郡大口町丸二丁目11番地
大口郵便局

代表者 大口郵便局長 今 枝 達 夫

所在地 愛知県丹羽郡大口町秋田一丁目384番地の3
大口南郵便局

代表者 大口南郵便局長 舟 橋 新 介

災害時に要援護者の避難施設として民間社会
福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大口町（以下「甲」という。）が社会福祉法人おおぐち福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難所施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

名称	所在地
ハートフル大口	大口町下小口七丁目21番地

(報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、災害発生後にこの協定を円滑に進めるために、連絡責任者及び乙の施設の状況（受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等）について、連絡責任者及び施設の状況等報告書（様式1）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

2 甲及び乙は、毎年1回、4月末までに報告書の確認を行うための情報交換を行うものとする。なお連絡責任者が変更した場合は連絡責任者変更届（様式2）により随時報告するものとする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ連絡責任者に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして避難所施設開設依頼書（様式第3）及び避難者リスト（様式第4）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 施設を使用する期間

(避難者の移送)

第7条 施設への移送については、原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は甲の依頼により、乙は自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り、乙が要援護者を適切に介護できるよ

う看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、消耗品等については甲が費用を負担し、施設利用についてはできる限り乙の負担とする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の証しとして、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町
大口町長 森 進

乙 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目21番地
社会福祉法人おおぐち福社会
理事長 加藤 英也

災害救助物資の緊急調達等に関する協定

大口町（以下「甲」という。）とアピタ大口店、株式会社 西友、株式会社 バロー、ヨシヅヤ大口店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大口町において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応じるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。但し、乙は常に在庫することを保障するものではない。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 災害救助物資の価格は、地震災害警戒宣言発令又は災害発生の直前時における乙の店舗での販売価格とする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年8月24日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年8月24日

甲 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
丹羽郡大口町
大口町長 酒井 鎧

乙 愛知県丹羽郡大口町丸二丁目36番地
アピタ大口店
店長 橋本昌彦

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社 西友
代表執行役エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

岐阜県恵那市大井町180番地の1
株式会社 バロー
代表取締役 田代正美

愛知県丹羽郡大口町奈良子二丁目79番地
株式会社ヨシヅヤ大口店
店長 時田 浩

【災害救助物資の品目】

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、 魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

災害時における物資提供に関する協定

大口町（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 大口町内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、大口町内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、第2条第1項の要請があった時は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供申請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供申請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成20年9月3日から平成21年9月2日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年9月3日

（甲） 住 所 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
氏 名 愛知県丹羽郡大口町
大口町長 酒 井 鉄

(乙) 住 所 愛知県名古屋市東区砂田橋四丁目 1 番 4 7 号
氏 名 コカ・コーラセントラルジャパン株式会社
取締役常務執行役員
中京地区本部長 伊 藤 次 一

災害時の医療救護に関する協定書

丹羽郡大口町（以下「甲」という。）と社団法人 尾北医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し医師、助産師、看護師、その他必要とする者（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療救護班の派遣を承認したときは当該医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第3条 乙が派遣する医療救護班に係る指示及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護）

第4条 医療救護班は、原則として医療救護所等において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他医療救護を実施する上で必要な措置

(医薬品等の供給)

第6条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 医療救護所等における医療救護は、無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第8条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、第2条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の規定の例により補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 21 年 3 月 1 日

甲 丹羽郡大口町下小口七丁目 1 5 5 番地
丹羽郡大口町
代表者 丹羽郡大口町長 酒 井 鏝

乙 愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目 1 2 2 番地の 2
社団法人 尾北医師会
会 長 藤 原 誠 治

災害時の医療救護に関する協定書

大口町（以下「甲」という。）と尾北薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等についての情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたとときは、乙の判断により前項の避難場所等に薬剤師班を派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が薬剤師班の派遣を承認したときは当該薬剤師班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うものとする。

（指示及び連絡調整）

第4条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指示及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第7条 乙の派遣する薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する薬剤師班の携行品を含む)の経費

(扶助金)

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 7月15日

甲 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町
代表者 大口町長 森 進

乙 犬山市大字塔野地字清水5番地1
尾北薬剤師会
会 長 間 宮 進

災害時の歯科医療救護に関する協定書

大口町（以下「甲」という。）と尾北歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対し歯科医師、歯科衛生士、その他必要とする者（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲からの要請を受けたときは、速やかに歯科医師等で構成する班（歯科医療救護班）という。）を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果歯科医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に歯科医療救護班を派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護）

第4条 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の歯科医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
- (2) 医科のトリアージに立ち合い口腔領域等の被災者の早期対応
- (3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- (4) 歯科診療記録等による身元確認の協力
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

(医薬品等の供給)

第6条 乙の派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品及び歯科用器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第8条 乙の派遣する歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する歯科医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む)の使用に係る経費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、第2条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した歯科医療救護班の班員が歯科医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては大口町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第16号)の規定の例により補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通

を所持する。

平成22年10月7日

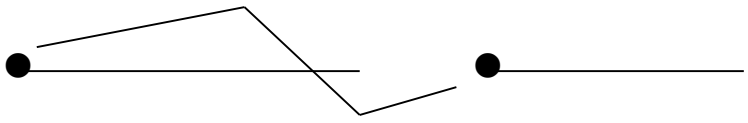
甲 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町

代表者 大口町長 森 進

乙 江南市和田町中畑82番地
尾北歯科医師会

会 長 近 藤 直 樹

S5-01 地震防災信号

サイレン	
(約45秒吹鳴)	
(15秒休止)	
備考	<ol style="list-style-type: none">1 防災行政無線サイレンを使用すること。2 サイレンは適宜の時間を継続すること。

S5-02 大規模地震対策特別措置法第 24 条

(交通の禁止又は制限)

第二十四条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

S5-03 道路交通法第5条、第6条

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る事務を政令で定める者に委任することができる。

(警察官等の交通規制)

第六条 警察官又は第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

2 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による措置のみによっては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。

(罰則 第二項については第百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号)

S5-04 大規模地震対策特別措置法施行令第11条、第12条

(法第二十四条の規定による交通の禁止又は制限の手続)

第十一条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した総理府令で定める様式の標示を総理府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要するため当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

(緊急輸送車両であることの確認)

第十二条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、総理府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

S5-05 警備活動内容

- ① 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進
- ② 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力
- ③ 警察広報
- ④ 種情報等の収集及び伝達
- ⑤ 重要施設等の警戒
- ⑥ 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進
- ⑦ 避難指示又は警告及び避難誘導
- ⑧ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ⑨ 交通秩序の維持
- ⑩ 他の機関が行う応急対策等に対する協力
- ⑪ 緊急輸送車両の確認
- ⑫ 不法事案の取締り
- ⑬ 混乱防止対策の実施

S5-06 主要道路

路線名	種別	備考
国道41号線	国道(都市計画道路)	第一次緊急輸送道路(県指定)
国道155号線	〃	〃
若宮江南線	県道	第二次緊急輸送道路(県指定)
宮後小牧線	〃	
小口岩倉線	〃	
小口名古屋線	〃	
愛岐南北線	〃	
草井羽黒線	〃	
芥藤羽黒線	〃	
犬山富士線	〃	
柏森大口線	町道	
小口線	〃	
役場前線	〃	
大口桃花台線	〃	
余野線	〃	
豊田岩倉線	〃	

この避難所の共通理解ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止し、また、避難者に迷惑がかからないようしてください。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
- 7 消灯は、夜.....時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜.....時で終了します。
- 9 電話は、午前.....時から夜.....時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 12 ゴミは、分別して指定された場所に出して下さい。
- 13 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 14 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
- 15 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※点線部は、任意に設定する。

※避難所設置後、このルールを速やかに掲示する。

_____ 避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____ 避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難者で編成する「(避難者)組」の代表者
- 二 行政担当者
- 三 施設管理者
- 四 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

2 前項の規定にかかわらず、(避難者)組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、自治会、町内会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

- 2 委員会は、毎日、午前_____時と午後_____時に定例会議を行うこととする。
- 3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班及び必要となる班を設置する。
- 4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長_____名を置く。

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの受入れ、マスコミ対応に関することを行う。

- 2 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。
- 3 総務班は、避難所の消灯を午後_____時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。
- 4 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的に行う。
- 5 総務班は、委員会の事務局を勤める。

（名簿班の業務）

第7 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。

- 2 名簿は、避難者の世帯ごとに作成する。
- 3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

（食料班の業務）

第8 食料班は、避難所の救援食料の配給に関することを行う。

- 2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。
- 3 食料は、(避難者)組ごとに配付する。
- 4 食料班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。

（物資班の業務）

第9 物資班は、避難所の物資の配給に関することを行う。

- 2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。
- 3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。
- 4 物資班は、不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第10 救護班は、高齢者、障がい者など特別なニーズのある被災者への支援を行う。

2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班の業務)

第11 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。

2 衛生班は、毎日、午前.....時、午後.....時及び午後.....時にトイレを清掃する。

3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第12 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。

2 連絡・広報班は、午前.....時から午後.....時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。

3 連絡・広報班は、午後.....時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言をする。

4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。

5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(屋外班の業務)

第13 屋外班は、屋外避難者の支援を行う。

(誘導班の業務)

第14 誘導班は、避難所周辺の交通整理を行う。

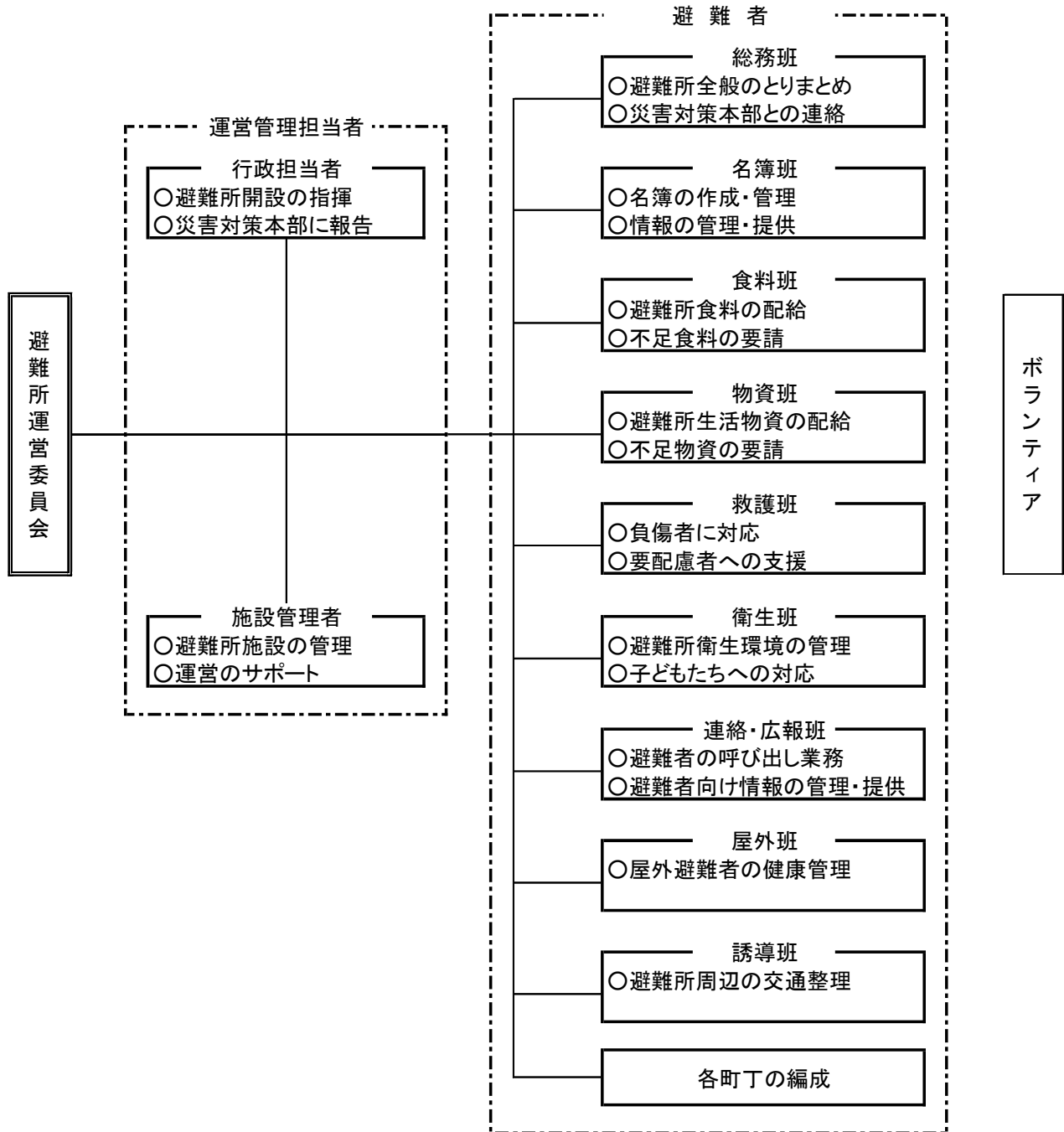
(その他)

第15 この規約にないことは、そのつど、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

S6-03 避難所運営委員会系統図



※各班は、班長、副班長を始め、3～5人程度とする。

※委員会には、各班より1名（班長もしくは副班長）が出席する。

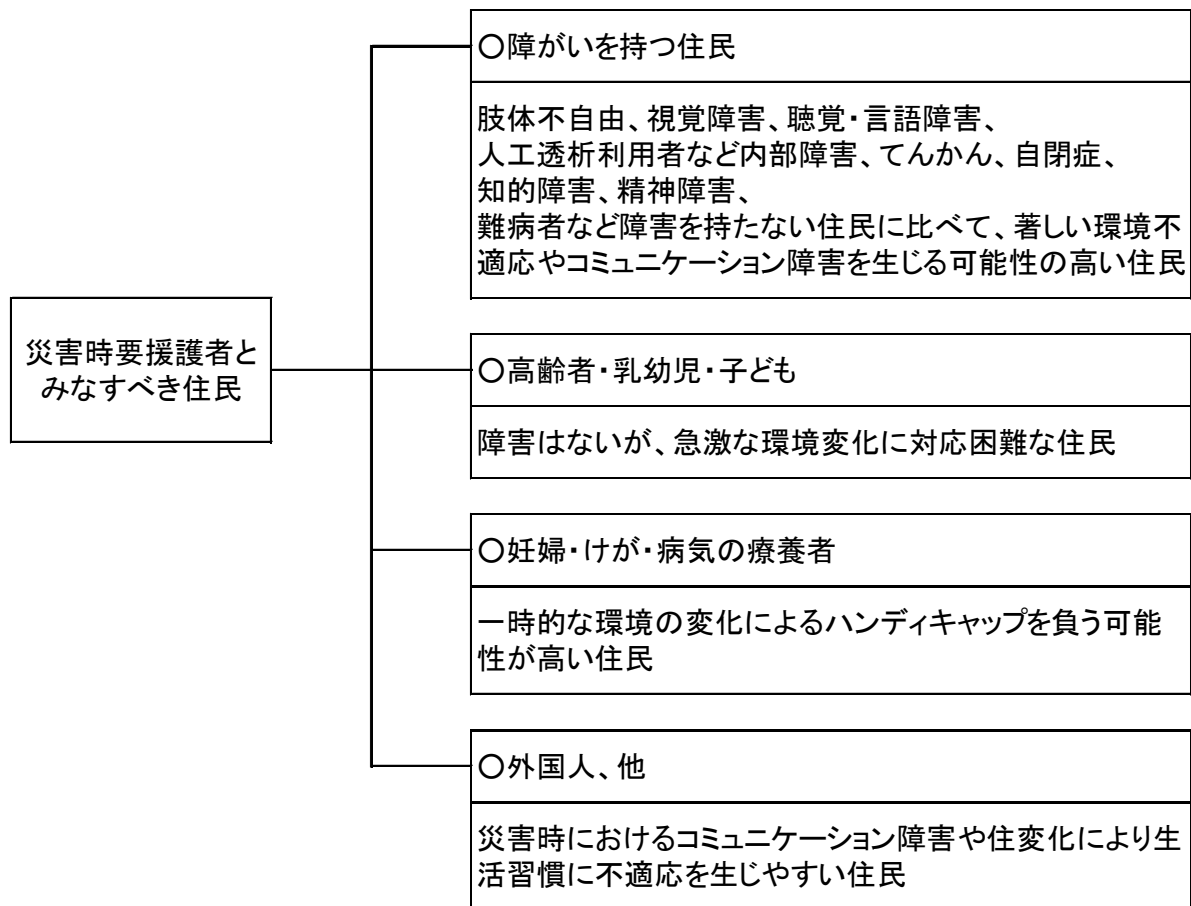
※組の代表が多数の場合は、部屋ごと、階ごとなどに応じて互選により委員会に出席する。

S6-04 ボランティア活動時の持参品と注意事項

- 動きやすい服装 帽子・ジャンパー、底の厚い靴、軍手、防塵マスク
 - 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
 - 飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
 - タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープなど）、ティッシュ、保険証のコピー、テレホンカード、小銭、地図、筆記用具、メモ帳
- * 災害の種類・気候により、必要なものを修正する。
- * 食事や宿泊場所は、提供できないことを伝える。
- * ボランティア保険に加入の上、活動に参加していただく。

S6-05 避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障がい者、子ども、大人の順に配分します。
- ③ 物資の配布は、各（避難者）組の代表の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日.....時頃に、場所は.....で物資班が配布するので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度構内放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営組織本部の物資窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡します。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口に確認しに来てください。



S6-07 災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目

(資料：全日本自治体団体労働組合)

区分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者 寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。 介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、室内外への移動空間、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。介助者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や介助者の避難も制約される。
②視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の認知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で日常的な生活空間でも自力避難は困難である。
③聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の認知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で危険からの回避が遅れやすい。
④内部障がい者・難病者	避難時に常用薬が欠かせない。避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり避難環境の整備が重要である。
⑤精神障がい者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥てんかん	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化による発作に留意する必要がある。室内環境にも配慮する。
⑦自閉症・知的障がい者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。介助者を含め避難が規制されやすく、避難所の設備・環境にも配慮する必要がある。
⑧乳幼児・子ども・妊婦 ・けが・病気の傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。避難所の設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑩外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時への連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多様な言語を活用した避難マニュアルの作成。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。

腰痛の予防をしましょう！

- 避難所などの慣れない場所での生活で、筋力が低下したり、姿勢が悪かったりすると、背骨に余分な負担がかかり腰痛がでることがあります。
- ストレッチングや筋力トレーニングで腰痛予防をしましょう。
- 足のももの裏のストレッチ



またを開き、片方の足を曲げ、上体を徐々に倒し、片方の足のももの裏を伸ばします。

反動はつけず、ゆっくり伸ばしましょう。息はとめずに、自然に呼吸しましょう。

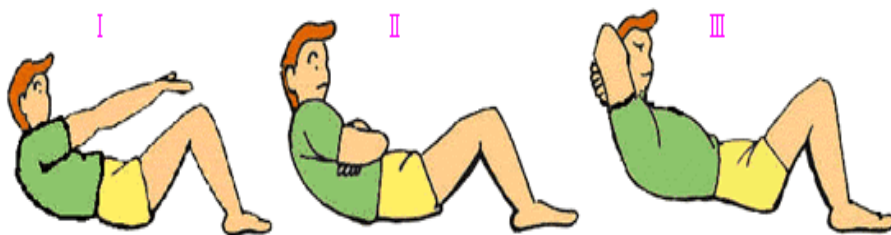
- 全身のストレッチ



- 背中・腰・おしりのストレッチ



- 腹筋運動・背筋運動



筋力に応じて両腕の位置をⅠ、Ⅱ、Ⅲと変えましょう。



無理のない範囲で行いましょう。

参考：あいち健康プラザ「腰痛のためのストレッチング」

不活発な生活による機能低下を予防しましょう

避難所生活の長期化により、運動量が減少することで、筋肉の衰えや腰痛、内臓などの全身の機能が低下してしまうことがあります。これは、高齢者の方に発生することが多く、症状が進むと歩けなくなったり、寝たきりに近い状態になってしまうこともあります。

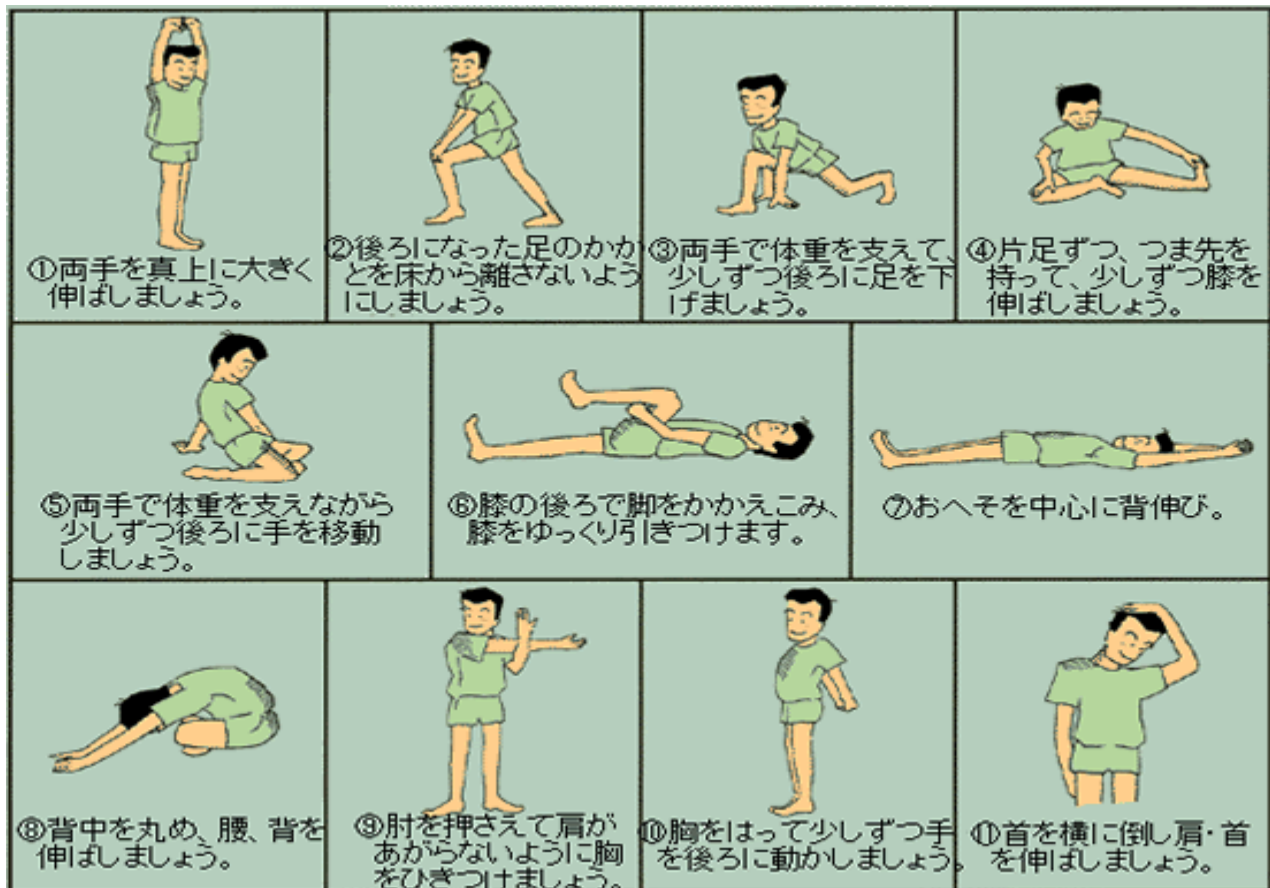
予防するには、積極的に歩くこと、軽い体操、ストレッチなどからだをこまめに動かすことが大切です。

－ストレッチを行いましょ！－無理せず、マイペースで。

- ◆1つの姿勢を10～20秒持続しましょう。
- ◆反動をつけず、ゆっくり伸ばしましょう。
- ◆息を止めず、自然に呼吸しましょう。

●ステップ1(11種目)

参考：あいち健康プラザ「基本ストレッチングプログラム」



●ステップ2(14種目)

ステップ1の途中に以下の3種目を入れて行います。



被災した子どもさんの近所の方へ

災害後、あなたの近くにこんなお子さんはいませんか？

- ・表情が少なく、ぼーっとしていることが多い。
- ・話をしなくなったり、必要以上におびえている。
- ・突然興奮したり、パニック状態になる。
- ・突然人が変わったようになり、現実でないことを言い出す。
- ・そわそわして落ち着きがなくなり、少しの刺激でも過敏に強く反応する。
- ・いらいらして暴れたりする。
- ・吐き気や腹痛、めまい、息苦しさ、頭痛、頻尿、おねしょ、眠れない、からだの一部が動かないなどの症状を強く訴える。
- ・今まで、言うことを聞いていたのに反抗をする。または、逆に、急に素直になってしまった。

これらの症状がある場合は、非常に強い恐怖の体験をしたときにおこる、心が混乱した状態です。これを「急性ストレス障害」長期になれば、「心的外傷後ストレス障害」といいます。こういう場合には、子どもたちに次のように接してください。

◎恐かったことや、悲しかったことをゆっくり聞いてあげてください。

「もう、大丈夫」

「私たちがしっかり守ってあげるからね」

「心配なことがあったらなんでも言ってね」

「あなたはちっとも悪くないんだから」

「〇〇ができなくなっても恥ずかしくないんだよ」

これらのことばは、何度繰り返してもかまいません。

◎痛いところがあったらさすってあげましょう。

◎できるだけお子さんを一人にしないであげてください。

こういった対応は、少なくとも2・3ヶ月間から半年間、また必要に応じて、それ以降も絶えず繰り返して下さい。なお、ふつうの時でもこのような大人の態度は子育てに必要な望ましい態度です。

このリーフレットは、中国四国小児心身症学会により平成13年3月に発生した芸予地震の際に配布されたものです。

今回の災害にともなう心のケアのために学会の許可を得て配布しています。

あなたが、被害にあった子どもや家族の支えになろうとする場合、

次のような反応があることを理解することが大切です。

感情的な反応：

恐怖、怒り、罪責感、悲しみ、うつ、感情がわからない、無力感、引きこもり(人にあいたくないなど)、

感情の揺れ、記憶喪失、忘れやすさ、集中できない、いらいら、フラッシュバック(突然、災害の恐怖

を思い出す)

身体的な反応：

頭痛、睡眠の障がい、夜驚、過活動／寡活動、免疫力の低下、ストレスに関連する病気、食欲の障がい

子どもや家族の周りにはあなたに出来ることはたくさんあります！

- ・あたたかい手をさしのべる。…… 孤独の感情を和らげてくれる。
- ・子どもや保護者の話をしっかり聞いてあげる。…… 自分に同じ経験があってもそのことを話しすぎないようにする。
- ・忍耐強く、批判せずに聞くこと。
- ・自分の考えを押しつけず、いろいろな対処の方法を話す。
- ・「この経験を克服するように」とはけっして言わない。次第に順応し、受け入れることができるようにする。
- ・この経験は人生を変える出来事になるかもしれないが、一生の一部のこととして受け入れられるように話す。
- ・子どもや家族の様々な感情を正しいとか間違いであるとか言わない。そのままに感じていいのだと安心させる。
- ・被害に遭った体験を誰かに訴えたり、助けを求めることが恥ずかしいことではないと話す。
- ・癒しの過程は、あなたが予想するよりももっと長くかかることを認識しておく。

言って良いことと言わない方が良いこと

「あなたのせいではない。」とか「気持ちはわかります。」と安易に言うことは、話したい気持ちを抑えてしまうこともあります。まずは、じっくりと話を聞くようにしましょう。

【言った方が良いこと】

- ①このようなことがおこってお気の毒に思います。
- ②このような反応は、誰にでも起きる一般的なことです。そして、少しずつ気持ちは楽になります。
- ③こうしてお話しして下さって嬉しく思います。
- ④もう安全です。(もし事実なら)
- ⑤前と同じにはならないでしょうが、今よりは良くなることができます。
- ⑥そんなことを経験して気が動転されたことでしょう。

【言わない方が良いこと】

- ①～でまだ運が良かったです。
- ②そのうち乗り越えられます。
- ③(配偶者や子ども)のために強くなりなさい。
- ④落ち着いてリラックスするように。
- ⑤説教っぽいこと。

気をつけていただきたいこと

- ・なによりもまず「安心」できる雰囲気。
- ・しっかりと子どもと向き合う。
- ・子どもの気持ちを理解してあげようと努力する。
- ・本人、家族の話をじっくりと聞く。
- ・受容、共感の基本中の基本。
- ・親を責めない。
- ・怒らない。
- ・あわてない。
- ・スキンシップも十分に。
- ・感情を表出してもらうように努める。
- ・一人にしない。(子どもが一人で居たら声をかけて)
- ・「もう大丈夫」「心配ない」「何があっても必ず守ってあげる」「恥ずかしくない」これらは何回言っても有害ではない。
- ・できることを一緒に考え、努力する。
- ・子ども、家族、サポートシステムについての情報を集め、伝えてあげる。

S6-10 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの夜苦情、危害防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、動物救援センターに相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出てください。

災害対策本部

S6-11 避難所における情報伝達資機材

時期	必要となる主な情報	必要な機材など
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・医療救護情報 ・被害情報 ・ライフラインなどの復旧情報 ・水・食料など生活物資供給情報 ・葬儀・埋葬に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線（電話、FAX） ・電話（衛星電話、携帯電話）FAX ・パソコン通信機材一式、ワープロ ・テレビ、ラジオ ・複写機 ・掲示板 ・情報収集、連絡用自転車・バイク ・非常用電源（発電機、バッテリー）
復旧過程期	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインなどの復旧情報 ・応急仮設住宅に関する情報 ・生活子ども再建に関する情報 ・の教育に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記機材 ・特設公衆電話 ・特設公衆FAX

エコノミークラス症候群を予防しましょう！

車中で生活している方は、できるだけ避難所などに移りましょう。やむを得ず車中泊をされる場合は、以下の予防法を実践しましょう。

エコノミークラス症候群とは？

食事や水分を十分とらない状態で、車の中など狭い座席で長い間同じ姿勢をとっていると、血行不良が起こり、足にある静脈に小さな血のかたまりができやすくなります。急に立ち上がって動いた時などに、血のかたまりが足から肺や脳、心臓に飛び、血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを起こす恐れがあります。

どんな症状なの？

片側の足の痛み・赤くなる・むくみ・胸の痛み・呼吸困難などの症状がおこります。この症状は中年以上の方や肥満体質の方に出やすいといわれています。異常に気づいたら早めに医師に相談しましょう。



予防のポイントは？

●足首などの運動をしましょう！

- ・かかとの上げ下ろし・ふくらはぎを軽く揉む・足の指を開いたり閉じたり
- ・座ったままで足首をまわしたり、足を上下につま先立ちしたりしましょう。
- ・できるだけ歩くように心がけましょう。

●水分を十分にとりましょう！

ただし、ビールなどの酒類やコーヒーの飲みすぎは、飲んだ以上に尿を出すことがあるので、逆効果となることがあります。

- できるだけゆったりした服を着て、からだをしめつけないようにしましょう。
- たばこは、血管を収縮させるので、注意が必要です。できれば禁煙しましょう。

連絡欄

災害救助法

昭和 22 年 10 月 18 日

法律 第 118 号

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類)

第 23 条 救助の種類は、左の通りとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(以下略)